

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年7月15日開催分)

○所管事務報告 9件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
各部	1	令和7年度 企画経営部事業概要	1	臼井 企画課長
		令和7年度 総務部事業概要	1	鈴木 総務課長
		令和7年度 区民部事業概要	1	吉澤 戸籍住民課長
総務部	2	令和7年度第1回大田区総合教育会議の開催について	2	鈴木 総務課長
	3	工事請負契約の報告について ①道路舗装改良工事(道路局所改修) ②嶺町特別出張所空調設備改修工事 ③入新井第四小学校空調設備改修工事	3	武藤 経理管財課長
区民部	4	大田区マイナンバーカードセンターの移転について	2	吉澤 戸籍住民課長
	5	令和6年度 収納状況報告	3	土屋 納税課長 鈴木 国保年金課長 森田 後期高齢者医療担当課長
	6	大田区国民健康保険に関する今後の送付物について (高齢受給者証、資格確認書等)	4	鈴木 国保年金課長
	7	国民健康保険高額療養費支給申請の簡素化について	5	鈴木 国保年金課長

令和7年度 企画経営部 事務事業概要

I 部の目標及び重点項目・課題

1 令和7年度 部の目標

令和7年度は、基本計画・実施計画の初年度「新たなスタートライン」の年であり、こども・若者から高齢の方まで、多くの人が住み続けたい大田区を実現するため、スピード感と柔軟性を持って計画を推進する必要がある。

一方で、2040年頃から本格的な人口減少が見込まれる中で、経済規模・労働力人口の縮小が進み、税収や区職員の確保などへの影響が懸念されており、区を取り巻く環境は厳しさを増している。

企画経営部はこのことを踏まえ、持続可能な自治体経営実践戦略で定めた経営理念に立脚の上、あらゆる場面で全庁を牽引し、区の有する経営資源を最大限有効に活用することで、「持続可能な自治体経営」を実践する。

2 令和7年度 重点項目・課題

(1) 総合計画の推進及び総合調整機能の発揮

区は、令和6年3月に新たな「大田区基本構想」を策定し、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、令和7年3月に「大田区基本計画・実施計画」及びこれら総合計画を下支えする「大田区持続可能な自治体経営実践戦略」を策定した。

今後は、区政運営が大きな転換期を迎える中においても総合計画を着実に推進するため、新たな行政評価の仕組みの構築に着手し、経営資源の最適化のもとに、全庁を挙げて基本構想で掲げた将来像の実現をめざす。

このため、企画経営部は総合計画と個別計画の計画間調整を行い、各部との緊密な連携体制を深め、各部局の取組を様々な角度から企画、展開できるよう支援する。

(2) 持続可能な自治体経営の推進

「大田区基本計画・実施計画」の着実な推進に向け、区の持続可能性を目的として策定した「大田区持続可能な自治体経営実践戦略」について、その具体的な取組を実践していくため、関係各部局が横断的な視点で取組を進めることができる庁内推進体制を構築するとともに、その進捗状況を的確に管理する。

また、重点的に取り組むべき事業を着実に推進していくため、引続き事務事業の検証・見直しを行い、経営資源を捻出する。

(3) SDGs・公民連携の推進

区は、令和5年に「SDGs未来都市」および「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、SDGsや公民連携の推進を通じて、地域課題の解決に取り組んでいる。

その中で、SDGsに取り組む事業者を区が認定する「大田区SDGs認定制度」や、民間企業、大学など多様な主体と地域課題の解決に向けたアイデアや行動を議論する場として区が設置した「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」を活用している。

今後も、こうした仕組みを通じて、多様な主体との連携をさらに広げ、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを着実に進めていく。

<p>(4) 持続可能な自治体経営を支える財政運営の推進</p> <p>社会経済が不透明な状況にあっても、区が直面する課題に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要がある。</p> <p>基本計画・実施計画の初年度として、未来志向の戦略的な投資を着実に進め、施策の新陳代謝や執行努力による財政対応力の確保など、強靱で弾力的な財政基盤を堅持する取り組みを推し進めるとともに、選ばれるまちとして都市力を磨く自治体経営を推進する。</p>
<p>(5) 広聴及び広報活動の推進</p> <p>広聴においては、行政の取組や福祉サービスの提供等についてのご意見及び相談に丁寧に対応するとともに、区民参画を促し、住民の福祉の向上を図る。</p> <p>広報については、区民のニーズをとらえ、施策や地域資源の発信を行うとともに、広報の専門所管として各所管課が行う発信を支援する。</p> <p>また、持続可能な大田区となるため新たに策定した大田区シティプロモーション戦略にもとづき、具体的な取組を示すアクションプランを着実に推進していく。</p>
<p>(6) 次世代へつなぐ情報システムの整備と維持管理</p> <p>地方公共団体情報システム標準化法の対応期限である令和8年3月末に向け、各システムの標準化対応及び区民情報を取り扱う全業務システムが安定して動作するシステム環境を構築し、令和8年1月に各業務システムが円滑にシステム移行できるよう支援する。</p> <p>また、文書管理システム（令和9年1月本稼働予定）・財務会計システム（令和8年7月予算編成機能から順次稼働予定）の更改を契機とした業務改善を実施することにより、職員の生産性向上、コスト削減、ペーパーレスにつなげ、経営資源を生み出していく。</p> <p>情報システムの整備と維持管理に当たっては、引き続きセキュリティを確保しつつ最新の技術動向等も踏まえて働きやすい環境整備を進め、区民サービスの向上をめざす。</p>
<p>(7) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進</p> <p>新たに策定した「大田区DX推進計画（令和7年度～10年度）」が掲げる「一人ひとりの幸せをかなえる～人にやさしく変革を続ける大田区～」の実現に向けて、デジタル技術を最大限に活用し、質の高い区民サービスの提供に繋げる。</p> <p>今年度は本計画の初年度として、DX推進本部のもと、庁内の連携を一層強化し、「窓口DX」、「行政手続きのオンライン化」「DX人材の育成」をはじめ、25の取組を着実に前進させる。</p>
<p>(8) 将来を見据えた持続可能な公共施設整備と計画的修繕の推進</p> <p>「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、「馬込地区公共施設整備」に係る基本計画、「（仮称）上池台二丁目複合施設」の基本設計など、各地区における整備計画の策定を推進する。</p> <p>また、公共施設の利用等に関する状況を把握し、公共施設の適正配置に向けた検討を進める。</p> <p>これらの取組により、効率的・効果的な施設マネジメントにより区民サービスの維持・向上の実現を図る。</p> <p>施設の建築及び維持修繕については、技術的な見地と総合的な判断のもと、適正な工期の確保、確実な現場管理を行うことで、安全で円滑な工事を実施する。</p> <p>また、限られた人員配置の中、近年の社会情勢の変化や公共施設に対する多様なニーズに対し着実に対応していくため、技術職員の人材育成や業務におけるDX、及び民間事業者の活用を推進し、効果的・効率的に業務を実施していく。</p>

II 組織及び職員数（令和7年7月1日現在・再任用職員含む）

<table border="1"> <tr> <td>企画経営部長 梅崎 修二 (191)</td> </tr> </table>	企画経営部長 梅崎 修二 (191)	<table border="1"> <tr> <td>企画課 企画課長／子ども未来部副参事(子ども政策調整担当)兼務 臼井 正一</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>政策・企画担当係長</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	企画課 企画課長／子ども未来部副参事(子ども政策調整担当)兼務 臼井 正一	<table border="1"> <tr> <td>政策・企画担当係長</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>2</td> </tr> </table>	政策・企画担当係長	19	(行政実務派遣研修)	2		
企画経営部長 梅崎 修二 (191)										
企画課 企画課長／子ども未来部副参事(子ども政策調整担当)兼務 臼井 正一	<table border="1"> <tr> <td>政策・企画担当係長</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>2</td> </tr> </table>	政策・企画担当係長	19	(行政実務派遣研修)	2					
政策・企画担当係長	19									
(行政実務派遣研修)	2									
<table border="1"> <tr> <td>企画経営部施設整備担当部長／教育総務部参事(教育施設担当)兼務 河原田 光 (1)</td> </tr> </table>	企画経営部施設整備担当部長／教育総務部参事(教育施設担当)兼務 河原田 光 (1)	<table border="1"> <tr> <td>経営改革担当課長／総務部副参事(審理担当)兼務 田中 佑典</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SDGs未来都市推進担当課長／副参事(ふるさと納税担当)兼務 佐藤 達生 (24)</td> <td></td> </tr> </table>	経営改革担当課長／総務部副参事(審理担当)兼務 田中 佑典		SDGs未来都市推進担当課長／副参事(ふるさと納税担当)兼務 佐藤 達生 (24)					
企画経営部施設整備担当部長／教育総務部参事(教育施設担当)兼務 河原田 光 (1)										
経営改革担当課長／総務部副参事(審理担当)兼務 田中 佑典										
SDGs未来都市推進担当課長／副参事(ふるさと納税担当)兼務 佐藤 達生 (24)										
<table border="1"> <tr> <td>地域未来創造部長／企画経営部参事(計画調整担当)兼務 田村 彰一郎 (1)</td> </tr> </table>	地域未来創造部長／企画経営部参事(計画調整担当)兼務 田村 彰一郎 (1)	<table border="1"> <tr> <td>財政課 財政課長 高野 恭子 (15)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>財政担当係長</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(特別区長会事務局派遣)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>1</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	財政課 財政課長 高野 恭子 (15)	<table border="1"> <tr> <td>財政担当係長</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(特別区長会事務局派遣)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>1</td> </tr> </table>	財政担当係長	12	(特別区長会事務局派遣)	1	(行政実務派遣研修)	1
地域未来創造部長／企画経営部参事(計画調整担当)兼務 田村 彰一郎 (1)										
財政課 財政課長 高野 恭子 (15)	<table border="1"> <tr> <td>財政担当係長</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(特別区長会事務局派遣)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>1</td> </tr> </table>	財政担当係長	12	(特別区長会事務局派遣)	1	(行政実務派遣研修)	1			
財政担当係長	12									
(特別区長会事務局派遣)	1									
(行政実務派遣研修)	1									
<table border="1"> <tr> <td>地域未来創造部スポーツ・文化芸術担当部長／企画経営部参事(スポーツ・文化調整担当)兼務 保下 誠 (1)</td> </tr> </table>	地域未来創造部スポーツ・文化芸術担当部長／企画経営部参事(スポーツ・文化調整担当)兼務 保下 誠 (1)	<table border="1"> <tr> <td>広聴広報課 広聴広報課長 阿部 大輔 (27)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>広聴担当係長</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>福祉オンブズマン担当係長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>広報・シティプロモーション担当係長</td> <td>12</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	広聴広報課 広聴広報課長 阿部 大輔 (27)	<table border="1"> <tr> <td>広聴担当係長</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>福祉オンブズマン担当係長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>広報・シティプロモーション担当係長</td> <td>12</td> </tr> </table>	広聴担当係長	11	福祉オンブズマン担当係長	3	広報・シティプロモーション担当係長	12
地域未来創造部スポーツ・文化芸術担当部長／企画経営部参事(スポーツ・文化調整担当)兼務 保下 誠 (1)										
広聴広報課 広聴広報課長 阿部 大輔 (27)	<table border="1"> <tr> <td>広聴担当係長</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>福祉オンブズマン担当係長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>広報・シティプロモーション担当係長</td> <td>12</td> </tr> </table>	広聴担当係長	11	福祉オンブズマン担当係長	3	広報・シティプロモーション担当係長	12			
広聴担当係長	11									
福祉オンブズマン担当係長	3									
広報・シティプロモーション担当係長	12									
	<table border="1"> <tr> <td>情報政策課 情報政策課長 間 亮 (40)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>情報政策担当係長</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	情報政策課 情報政策課長 間 亮 (40)	<table border="1"> <tr> <td>情報政策担当係長</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>2</td> </tr> </table>	情報政策担当係長	37	(行政実務派遣研修)	2			
情報政策課 情報政策課長 間 亮 (40)	<table border="1"> <tr> <td>情報政策担当係長</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>(行政実務派遣研修)</td> <td>2</td> </tr> </table>	情報政策担当係長	37	(行政実務派遣研修)	2					
情報政策担当係長	37									
(行政実務派遣研修)	2									
	<table border="1"> <tr> <td>施設整備課 施設整備課長 宮本 知明 (15)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>施設計画担当係長</td> <td>14</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	施設整備課 施設整備課長 宮本 知明 (15)	<table border="1"> <tr> <td>施設計画担当係長</td> <td>14</td> </tr> </table>	施設計画担当係長	14					
施設整備課 施設整備課長 宮本 知明 (15)	<table border="1"> <tr> <td>施設計画担当係長</td> <td>14</td> </tr> </table>	施設計画担当係長	14							
施設計画担当係長	14									
	<table border="1"> <tr> <td>施設保全課 施設保全課長 浅野 潤 (62)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>施設保全担当係長</td> <td>60</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	施設保全課 施設保全課長 浅野 潤 (62)	<table border="1"> <tr> <td>施設保全担当係長</td> <td>60</td> </tr> </table>	施設保全担当係長	60					
施設保全課 施設保全課長 浅野 潤 (62)	<table border="1"> <tr> <td>施設保全担当係長</td> <td>60</td> </tr> </table>	施設保全担当係長	60							
施設保全担当係長	60									
	<table border="1"> <tr> <td>副参事(調整担当)／教育総務部副参事(教育地域力担当)兼務 齋藤 恵介</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事(システム担当) 清水 隆司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事(業務改善担当) 稲葉 和弘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事((公財)東京2025世界陸上財団派遣) 佐藤 邦子 (4)</td> <td></td> </tr> </table>	副参事(調整担当)／教育総務部副参事(教育地域力担当)兼務 齋藤 恵介		副参事(システム担当) 清水 隆司		副参事(業務改善担当) 稲葉 和弘		副参事((公財)東京2025世界陸上財団派遣) 佐藤 邦子 (4)		
副参事(調整担当)／教育総務部副参事(教育地域力担当)兼務 齋藤 恵介										
副参事(システム担当) 清水 隆司										
副参事(業務改善担当) 稲葉 和弘										
副参事((公財)東京2025世界陸上財団派遣) 佐藤 邦子 (4)										

Ⅲ 各課の事務分掌及び主な事務事業

1 企画課

(1)事務分掌

【政策・企画担当】

- ・部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- ・部の事務事業の改善に関すること。
- ・行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- ・部の事業に係る調査研究に関すること。
- ・議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- ・部の庶務に関すること。
- ・予算及び決算に関する部の統括に関すること。
- ・他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- ・危機管理に関すること。
- ・議会に関する部の総括に関すること。
- ・行政計画に関すること。
- ・進行管理に関すること。
- ・区行財政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ・公民連携の推進に係る調整に関すること。
- ・行政組織に関すること。
- ・職員の定数に関すること。
- ・事務の能率及び改善に関すること。
- ・社会経済情勢の情報収集・分析及び政策研究に関すること。
- ・自治体経営及び政策に係る調査研究に関すること。
- ・特命事項に関すること。
- ・部内他課に属しないこと。

(2) 主な事務事業と予算・執行済額 (単位:千円、予算額は令和7年7月1日現在)

	事務事業名/概要	7年度予算額	6年度執行済額
1	調査研究・企画機能の充実 政策・企画、立案等の必要な調査研究を行う。	21,025	8,074
2	SDGs・公民連携の推進 持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの気運醸成及び公民連携を推進する。 (SDGs推進に係る支援業務委託、学校法人東邦大学や東急(株)、京浜急行電鉄(株)との連携事業等)	30,450	32,688

2 財 政 課

(1)事務分掌

【財政担当】

- ・ 予算の編成及び配当に関すること
- ・ 財政計画に関すること
- ・ 課の庶務に関すること

(2)主な事務事業と予算・執行済額（単位:千円、予算額は令和7年7月1日現在）

	事務事業名/概要	7年度予算額	6年度執行済額
1	社会経済状況の的確な把握と財政見通しを踏まえた財政運営の推進 社会経済状況等の中長期的な視点に基づく財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営を推進する。	0	0
2	令和7年度予算の執行管理 物価高騰等による、区民生活への影響を柔軟かつ的確に対応するとともに、予算に計上した施策の効果を最大限に発揮できるよう、部局と連携し執行を管理する。	0	0
3	令和8年度予算(案)の編成 事業評価等の結果を反映し、区政を取り巻く重点課題に優先的かつ積極的に取り組む予算編成を進める。	0	0
4	財務書類の活用 国や他自治体の動向・事例を分析し、区におけるマネジメントツールとしての活用策を検討する。	5,588	5,588

3 広聴広報課

(1)事務分掌

【広聴担当】

- ・区政に関する情報の収集、分析等に関すること
- ・区政に対する提案受付に関すること
- ・法律相談その他の一般区民相談に関すること
- ・行政相談委員の推薦に関すること
- ・区政資料の収集、提供及び保管に関すること
- ・区政情報コーナーの管理運営に関すること
- ・区政参画制度に関すること
- ・その他広聴及び相談に関すること
- ・課の庶務に関すること
- ・課内他係に属しないこと

【福祉オンブズマン担当】

- ・福祉オンブズマンに関すること

【広報・シティプロモーション担当】

- ・広報活動の総合調整に関すること
- ・広報紙その他の広報に係る印刷物の編集及び発行に関すること
- ・ホームページの管理及び運営に関すること
- ・広報番組による区政情報の提供に関すること
- ・区政関連資料の収集、提供及び保管に関すること
- ・報道機関等への情報提供に関すること
- ・シティプロモーションの推進に関すること
- ・その他区政の普及に関すること

(2) 主な事務事業と予算・執行済額（単位：千円、予算額は令和7年7月1日現在）

	事務事業名/概要	7年度予算額	6年度執行済額
1	区政に関する世論調査 区の各行政分野における区民の関心・意向・要望・生活実態を大局的視点で継続的に把握し、今後の区政運営や政策立案の基礎資料とする。	6,534	0
2	区民相談 区民生活の安定に資するために、法律、登記、行政、税務、不動産取引、公証、社会保険労務等の各専門家による無料相談を実施する。	15,214	13,978
3	区政参画制度 区をもっと暮らしやすく住みやすいまちにするための区民からのアイデアを、区の施策の運営や業務の見直しに活用していく制度	125	2
4	福祉オンブズマン制度 区が行い、又は関与する福祉サービスへの苦情等を福祉オンブズマンが調査し、処理することにより、福祉サービスの一層の向上を図る。福祉オンブズマンは4人で、毎年、区長に運営状況を報告し、これを公表する。	6,449	6,233
5	区報の発行 毎月1日、11日、21日に発行している。1日号は、タブロイド版8頁約34万部を自治会・町会等が全戸配付、11日・21日号は、タブロイド版4頁約11万部を新聞折込で配付している。	211,324	187,372
6	区政PR刊行物の発行 大田区政ファイル(1,500部/年)、くらしのガイド(31,000部/年)、統合ポスター(1,210枚/月)を作成している。	9,615	8,682
7	大田区ホームページの提供 大田区ホームページの管理運営。年間延べ訪問数：約1,321万(令和6年実績)	18,028	17,076
8	シティプロモーション推進事業 大田区シティプロモーションサイトの管理運営、SNSでの発信等を行う。また、大田区シティプロモーション戦略に基づき、アクションプランを着実に推進する。	20,660	37,477

4 情報政策課

(1) 事務分掌

【情報政策担当】

- ・ 情報化に関すること
- ・ 電子計算組織の企画及び調整に関すること
- ・ 電子計算組織に係る個人情報の保護に関すること
- ・ その他電子計算組織に関すること
- ・ 情報政策に関すること（他の主管に属するものを除く。）
- ・ 課の庶務に関すること

(2) 主な事務事業と予算・決算額（単位：千円、予算額は令和7年7月1日現在）

	事務事業名/概要	7年度予算額	6年度執行済額
1	情報システムの運営 区の情報システムの安定運用維持を図る。また、システムの全体最適化、マイナンバー制度における情報連携対応等を推進する。	4,303,793	3,429,242
2	他自治体とのシステム共同運営 東京都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、行政サービスの向上及び行政運営の高度化を図る。	21,644	20,042
3	総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営 地方公共団体を相互に接続する行政専用の通信網である「総合行政ネットワーク」へ参加し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図る。	33,195	14,055
4	DX政策の推進 デジタル技術の活用による、多様化・高度化する区民ニーズへの対応や行政手続の利便性向上、業務効率化と合わせたデジタル人材育成など、区におけるDXを推進する。	104,660	82,421

5 施設整備課

(1) 事務分掌

【施設計画担当】

- ・ 公共施設マネジメントに関すること
- ・ 公共施設整備計画に関すること
- ・ 未利用地等の利活用に関すること
- ・ 建築基準法に基づく区有施設の建築物及び建築設備の定期点検に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

(2) 主な事務事業と予算・執行済額(単位:千円、予算額は令和7年7月1日現在)

	事務事業名・概要	7年度予算額	6年度執行済額
1	公共施設整備計画の推進 大田区公共施設等総合管理計画に基づき、人口構成や地域変化を捉えつつ、施設の適正配置及び整備構想・計画を推進することで、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を図る。	25,352	11,312
2	建築物・設備の定期点検 区有施設の建築物と設備の定期点検を実施し、その劣化状況等を的確に把握し、緊急対策及び計画的な改修工事に反映させ区民・利用者に安全な施設を提供する。	46,025	41,894

6 施設保全課

(1) 事務分掌

【施設保全担当】

- ・ 区有施設に係る次の事務
建築及び維持修繕に関すること。
建築及び維持修繕に係る技術管理及び基準の整備に関すること。
保全システムに関すること。
コストの管理に関すること。
バリアフリーに関すること。
アスベスト対策に関すること。
執行委任工事のとりまとめに関すること。
維持管理に係る相談及び助言に関すること。
- ・ 工事成績評定のとりまとめに関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

(2) 主な事務事業と予算・執行済額(単位:千円、予算額は令和7年7月1日現在)

	事務事業名・概要	7年度予算額	6年度執行済額
1	施設保全システムの運用管理 区有施設の長寿命化と維持管理費削減のため、システムを全庁的に活用して予防保全の充実を図る。	6,806	9,787
2	アスベスト対策 改修工事前にアスベスト飛散防止対策の必要性を確認するため、施設の外壁仕上塗材、床、及び天井部材等のアスベスト含有分析調査を行い、含有されていた場合には適正に除去等の処理を行うことで工事の安全性を確保する。	24,631	34,081

※ 各部局からの執行委任事業

令和7年度予算額 : 31,570,309千円 (設計13件、工事213件を含む)

令和6年度執行済額 : 29,883,877千円 (設計21件、工事285件を含む)

令和7年度

総務部 事務事業概要

I 部の事務事業概要

部目標

各部局の業務を下支えするとともに、部局間連携を強め、スピード意識をもった柔軟な行政運営の実現に取り組む。併せて、変化する社会ニーズに素早く対応するため、職員の能力開発を促進するとともに、職員が安心して働くことができる環境づくりに取り組む。また、災害リスク等に迅速に対応できる危機管理体制をより強化し、区民の安全・安心を確保する。

重点項目

1 人材育成について

eラーニングと集合研修を組み合わせた効率的な研修システムを導入し、職員の能力強化と組織力向上の好循環を目指す。同時に、人材育成・確保基本方針に基づく職員の成長と定着を促進する。

2 カスタマーハラスメント対策の推進について

4月1日に担当を新設し、実態把握のためのアンケート調査を実施、また、形式要件として、連携協議会要綱、カスハラ基本方針、カスハラマニュアルの作成、さらに、研修、巡回指導など、担当業務を構築する。

3 男女共同参画推進プランの改定について

「第8期大田区男女共同参画推進プラン」の計画期間終了に伴い、男女共同参画社会の実現に向けた施策の見直しを行い、新たな課題解決に向けた「(仮称)第9期大田区男女共同参画推進プラン」を策定する。

4 ふるさと納税返礼品の拡充について

区の魅力ある取組や資源を活用した返礼品を段階的に拡充していく。今年度は新たに現地決済型ふるさと納税を導入するなど、様々な手法で寄附を募り、地場産業の発展や交流人口の増加につなげていく。

5 大田区における災害対策について

関係機関との連携強化やデジタル技術の活用及び災害時物流体制の改革により、都心南部直下地震に対応できる危機管理体制の構築を推進するとともに、区民の参加による総合防災訓練により、区の防災対策の周知・啓発に努め、地域及び区全体の災害対応力を高める。

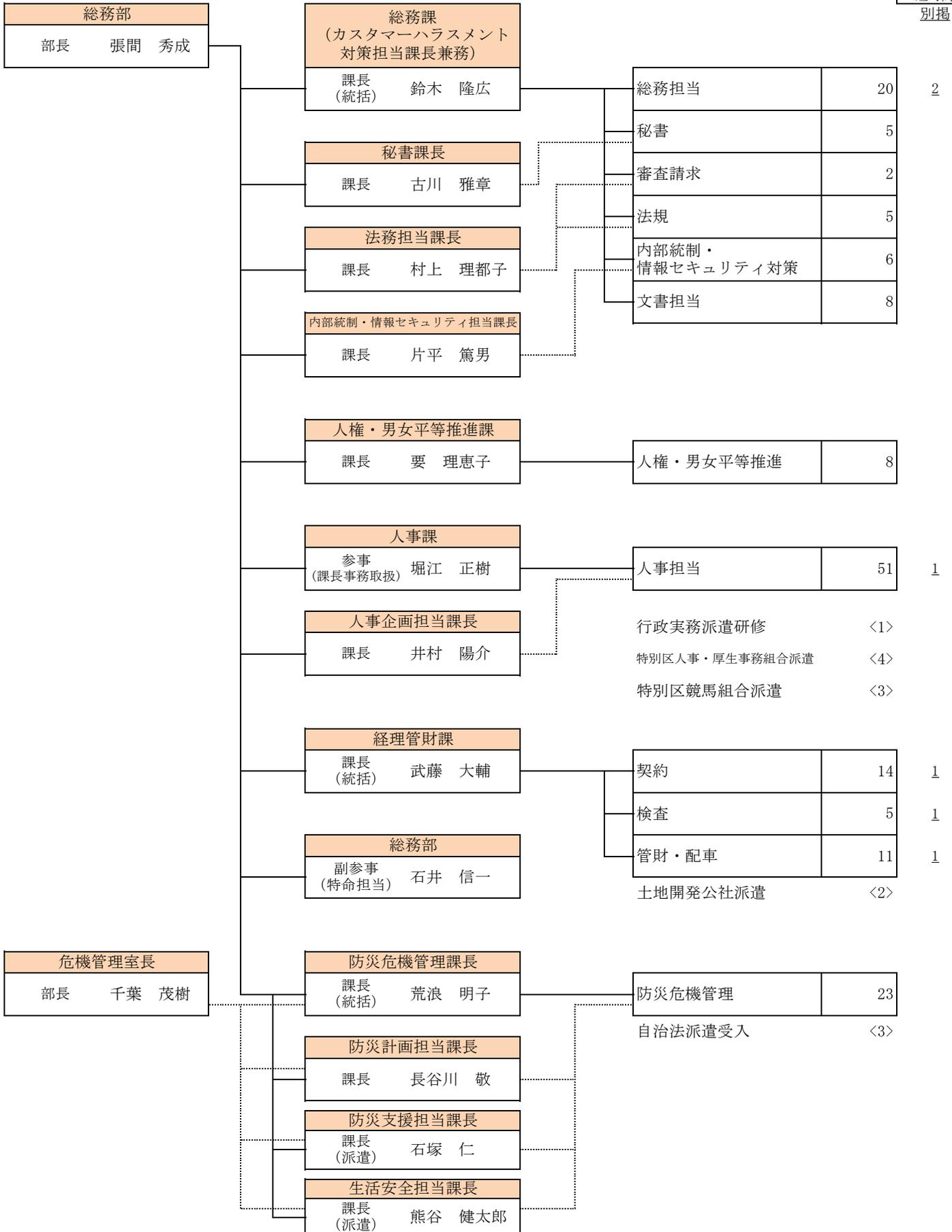
6 大田区における防犯対策について

「特殊詐欺対策」、「自転車盗対策」、「子どもを犯罪から守る」の3点に重点を置き、区各部局、警察や自治会・町会などとの連携をさらに強化した防犯施策を実施するほか、新規に行う「大田区住まいの防犯対策緊急補助事業」や青色回転灯パトロールカーの運行時間拡大により、安全で安心なまちづくりを実現する。

II 組織及び職員配置状況

1 組織及び職員数（令和7年7月1日現在）

再任用
〈短時間〉
別掲



2 職員配置状況（令和7年7月1日現在） ※（ ）は令和6年7月1日現在

		部長	課長	係長	その他の職員	合計	(別掲) 再任用 〈短時間〉
総務課	配置数	1 (1)	5 (4)	15 (12)	31 (30)	52 (47)	2 (2)
	定数	1 (1)	5 (4)	14 (12)	26 (24)	46 (41)	
人権・男女平等推進課	配置数	0 (0)	1 (1)	2 (3)	6 (5)	9 (9)	0 (0)
	定数	0 (0)	1 (1)	2 (3)	6 (3)	9 (7)	
人事課	配置数	0 (0)	2 (3)	8 (8)	43 (41)	53 (51)	1 (2)
	定数	0 (0)	2 (2)	8 (8)	32 (33)	42 (43)	
経理管財課	配置数	0 (0)	1 (1)	11 (11)	19 (17)	31 (29)	3 (4)
	定数	0 (0)	1 (1)	11 (11)	17 (17)	29 (29)	
防災危機管理課	配置数	1 (1)	2 (2)	5 (5)	19 (18)	27 (26)	0 (0)
	定数	1 (1)	2 (2)	5 (5)	15 (15)	23 (23)	
合計	配置数	2 (2)	11 (11)	41 (39)	118 (111)	172 (162)	6 (8)
	定数	2 (2)	11 (10)	40 (39)	96 (92)	149 (143)	

上記表において

- 配置数、定数に含めるもの … 暫定再任用フルタイム
- 配置数に含めないもの … 会計年度任用職員（行政サービス支援員を含む）、派遣職員

定数算定管理職

令和7年度

- 総務課 … 総務部長、総務課長、秘書課長、法務担当課長、内部統制・情報セキュリティ担当課長、総務部副参事（特命担当）
- 人権・男女平等推進課 … 人権・男女平等推進課長
- 人事課 … 総務部参事（人事課長（統括課長）事務取扱）、人事企画担当課長
- 経理管財課 … 経理管財課長
- 防災危機管理課 … 危機管理室長、防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長（派遣）、生活安全担当課長（派遣）

令和6年度

- 総務課 … 総務部長、総務課長、秘書課長、法務担当課長、内部統制・情報セキュリティ担当課長
- 人権・男女平等推進課 … 人権・男女平等推進課長
- 人事課 … 人事課長、人事企画担当課長
- 経理管財課 … 経理管財課長
- 防災危機管理課 … 危機管理室長、防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長（派遣）、生活安全担当課長（派遣）

Ⅲ 各課の事務事業概要

総務課

1 主な課題

<p>(1) 内部統制の着実な推進について</p> <p>リスクコントロール表等を活用し、事故事例や改善策等を反映した上で、情報セキュリティ事故、契約事務誤り等の未然防止に取り組むとともに、ICT・DX推進を業務効率化と内部統制の一環として位置付け、マニュアル整備や体制強化を進める。各所属では、課長、係長、係員が各々の立場で内部統制推進に主体的に取り組み、更なるレベルアップを図る。</p> <p>(2) 情報セキュリティ体制の整備について</p> <p>情報セキュリティ委員会において全体統括と情報共有を行うとともに、「セキュリティ事故対応マニュアル」に基づき事故対応の徹底を図る。また、事故の発生傾向の分析や発生所属へのヒアリング、セルフチェック結果等から具体的・効果的な対策案を提示し、事故の抑止を図る。</p> <p>(3) 本庁舎の計画的な修繕について</p> <p>大田区公共施設等総合管理計画に基づく、建物機能回復を目的とした修繕・改修を行い予防保全により施設の長寿命化を図っていく。</p>

【新】7年度新規事業
 【計】基本計画・実施計画
 【庁】庁議指定事務事業
 【部】部局重要事務事業

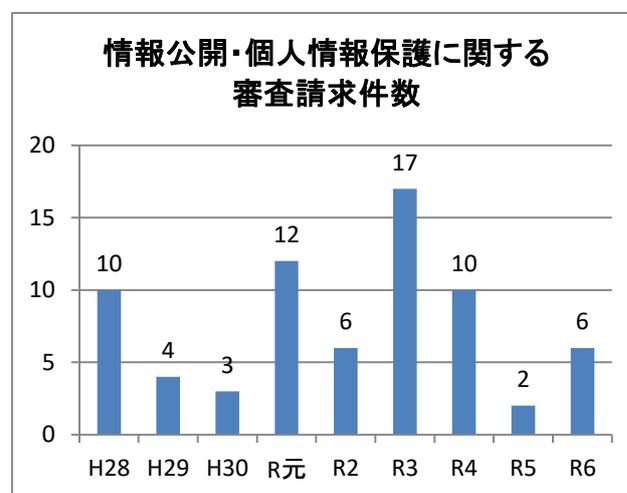
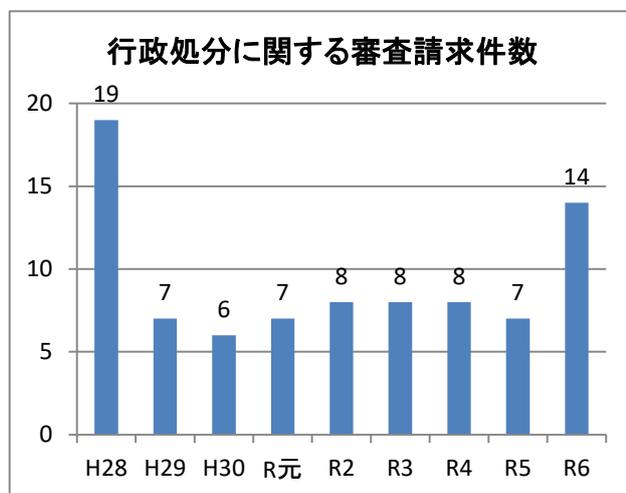
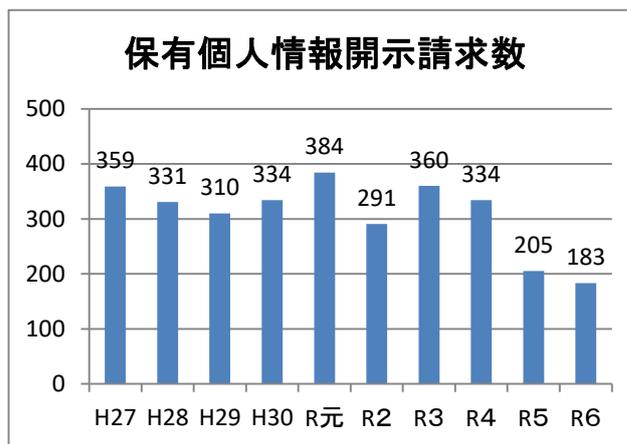
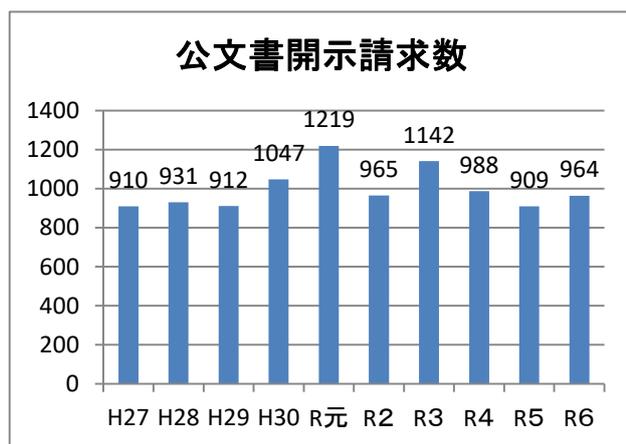
2 主な事務事業と予算・執行済額

	事務事業名・概要	7年度予算額 <単位：千円>	6年度執行済額 <単位：千円>
1	本庁舎（分室等を含む） <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	1,446,413	1,183,149
	本庁舎は、竣工より30年が経過しており、経常的な庁舎管理経費等のほか、工事請負費を増額して対応すると共に、庁舎機能回復を目的とした改修工事に向け関係各所と情報共有しながら工事内容の精査を行い対応する。		
2	一般廃棄物等処理及び資源回収委託事業 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	316,538	270,685
	区施設から排出される廃棄物の収集運搬・廃棄を委託により行っている。令和5年度には産業廃棄物、令和6年度には資源物で電子マニフェストを導入した。令和7年度には蛍光灯等でも導入することで、マニフェストの発行を必要とする全ての産業廃棄物の電子化が完了し、業務の適正化やペーパーレス化を推進する。		

	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	文書事務 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	118,071	100,513
	文書事務を適正に実施するため、文書物品交換業務委託・印刷室管理業務委託・公文書外部書庫委託・公文書廃棄処理業務委託・例規集システム等運用委託等を行う。また、電子署名の導入及び文書管理システム再構築の準備を進め、業務の効率化を推進する。		

その他の事務事業

保護司会等、社会を明るくする運動経費、区政運営費、特別区長会事務局分担金等、
 区政功労者表彰等、特別職報酬等審議会経費、職員表彰
 原付自転車及び自転車集中管理等、総務事務費、外部監査制度、
 情報公開・情報セキュリティ対策事務、特定個人情報保護評価事務



人権・男女平等推進課

1 主な課題

<p>(1) 「(仮称)第9期大田区男女共同参画推進プラン」の策定</p> <p>昨年度実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果、法改正及び社会情勢等を踏まえ、男女共同参画推進区民会議での検討等を通じて策定する。</p>
<p>(2) 男女平等推進センターの管理運営</p> <p>男女平等推進センターにおいて、男女共同参画推進事業を実施するとともに、複合施設化による効果的・効率的な施設運営を図る。</p>
<p>(3) 様々な人権問題に関する啓発</p> <p>近年、多様化・複雑化している様々な人権問題に関して、関係機関と連携し区民や事業者、職員等を対象に、人権講演会をはじめとした様々な啓発を行い人権意識の向上を図る。</p>

2 主な事務事業と予算・執行済額

【新】7年度新規事業
 【計】基本計画・実施計画
 【庁】庁議指定事務事業
 【部】部局重要事務事業

	事務事業名・概要	7年度予算額 <単位：千円>	6年度執行済額 <単位：千円>
1	<p style="text-align: right;">【計】【庁】</p> <p>男女平等推進センター管理運営費</p> <p><input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input checked="" type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要</p> <p>男女平等推進センターにおいて、男女共同参画推進事業を実施するとともに、複合施設化による効果的・効率的な施設運営を図る。</p>	74,382	144,941
2	<p style="text-align: right;">【計】</p> <p>男女共同参画推進事業</p> <p><input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要</p> <p>「第8期大田区男女共同参画推進プラン」に基づく事業を実施するとともに、「(仮称)第9期大田区男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指す。</p>	20,061	15,436

	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	人権啓発事業 【計】 <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要 人権啓発事業として、人権啓発パネル展の実施、区報人権特集号の発行、人権啓発冊子の作成、人権講演会等を行う。	15,090	12,717

その他の事務事業 配偶者等暴力被害者支援事業

主な実績 【令和6年度】

◇啓発事業

おおた区報、啓発冊子等の作成・配布	
●区報	
男女共同参画特集号	6月発行（121,000部）
人権特集号	11月発行（122,000部）
1日号啓発記事	年間5回掲載
●啓発冊子等	
男女共同参画のための情報誌「パステル」	年2回（各7,000部）発行
人権全般の啓発冊子	3種（5,300部、1,000部、5,500部）発行
パネル展	
●男女共同参画、様々な人権啓発に関するパネル展示及び冊子等の配布	19回開催
人権啓発ポスター作成・配布	
●児童・生徒による人権啓発作品（ポスター、標語）を用いてポスターを作成・配布	880枚作成 144か所配布
人権講演会	
ちがいを強みに～今いる場所だけが、世界のすべてではない～ 講師：副島 淳（俳優・タレント）	参加者数：276人
ワーク・ライフ・バランス普及事業	
●ワーク・ライフ・バランスセミナー	参加者数：15事業者

◇相談事業

●女性のためのたんぼぼ相談	703件
●DV相談ダイヤル	230件
●男性相談ダイヤル	64件

◇男女平等推進センター「エセナおおた」事業実績

エセナフォーラム	
講演会・展示・ワークショップ等を実施	11月（3日間） 参加者数：212人
エセナフェスタ	
利用団体による発表・交流等	2月（1日間） 参加者数：865人
男女共同参画に関する意識啓発事業	
●男女共同参画に関する講座	19講座（参加者：延1,299人）
●男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関するパネル展	7回

人事課

1 主な課題

(1) 人材育成について

eラーニングを活用して最新の能力開発を図り、集合研修では共同体験を通じ部署を超えたつながりを形成する。さらに、OJT支援を充実させチームのレジリエンスを高める。これら研修プログラムの整備や職場内マネジメントの推進を通じて組織力向上を図る。

(2) 職員が持続的にチャレンジできる職場環境の整備

職員の成長と定着を推進していくため、心身ともに健康で、ライフステージや障がいの有無等に関わらず、多様な人材が活躍し、自律的な学びと自己実現を支援する職場環境を整備する。

(3) 人材確保に向けた採用活動の強化

公務員志望者に対する採用説明会等の実施に加え、インターンシップ等の充実や民間主催の採用イベントや転職フェアへの参加、関係機関への情報発信強化等を通じて、大田区で働くことの魅力や働きがいをより広い層にPRすることでさらなる人材確保につなげる。

【新】7年度新規事業
 【計】基本計画・実施計画
 【庁】庁議指定事務事業
 【部】部局重要事務事業

2 主な事務事業と予算・執行済額

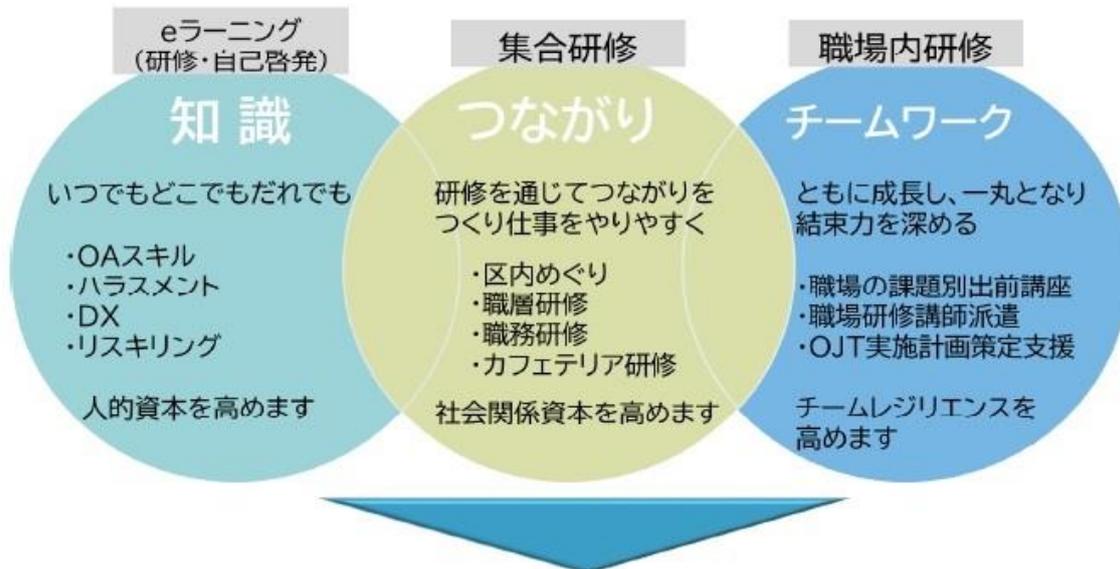
	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	職場外研修 【部】 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input checked="" type="checkbox"/> 部局重要	16,103	13,413
	区民に信頼され、新たな政策課題等に的確に対応できる職員を育成するため、限られた時間の中でより効果的な研修を実施する。多様な手法を通じ、新たな知識・技術を習得するリスキリングの支援、職員が自己実現を達成し、成長を続けるための支援を行う		
2	オフィス・サポーターの任用 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	62,383	54,143
	障がいのある会計年度任用職員(オフィス・サポーター)が、障がい者支援員から仕事の段取り等、指導・助言を受けながら、各所属から依頼された業務を行う。障がいのある職員と共に働くことにより、区職員の共生社会の意識の醸成及び障がいのある職員の活躍を推進する。		

	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
	一般健康診断 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	71,680	66,413
3	労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施する。 職員の健康状況を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を行い、職員の健康の保持増進を図る。 区内病院へ業務を委託し、健診センターと病院との連携により、健診の充実と職員のより一層の健康管理に努める。		

その他の事務事業

給与事務、特殊健康診断、その他の健康診断、
 公務災害事務、福利厚生事業、職員被服、職員住宅の維持管理、
 職員システムの運営管理、自己啓発支援

～チャレンジを続ける職員を支援します～



人材育成・確保基本方針

経理管財課

1 主な課題

(1) 入札不調防止対策

JV要綱や指名基準、総合評価方式による評価基準等を適切に運用するほか、工事の発注時期の分散化・平準化に努めるなど、技術者不足等公共工事を取り巻く環境も考慮した入札を実施することで、入札不調防止を図る。

(2) 未利用地の管理

普通財産としての未利用地を適切に管理するとともに、企画経営部及び所管部局における利活用の方針が定まった際には、これに沿った所要の措置を講じる。

(3) 計画的な用地取得

行政需要に応じ、公共用地の計画的な取得を目指す。その際、財産価格審議会を通じた適正な価格評価に基づくとともに、対象地の土壌汚染調査、対策を徹底するなどし、瑕疵のない状態での取得に努める。

2 主な事務事業と予算・執行済額

【新】7年度新規事業
 【計】基本計画・実施計画
 【庁】庁議指定事務事業
 【部】部局重要事務事業

	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	庁有車維持管理 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要 庁有車の運行業務に当たり、安全運転の徹底を図るとともに適切な配車を行う。	59,651	52,946
2	公有財産の管理経費 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要 区の公有財産について、財産台帳の必要な資料を整理配備し、適正な管理を行う。	44,918	32,376

	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	用地買取に伴う事務費 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	9,225	8,627
	不動産鑑定評価及び財産価格審議会で適正な価格評価を受け、公共用地の取得を行う。		

その他の事務事業

契約事務費 検査事務費 普通財産撤去工事
 土地開発公社関係費 借地料 [総務費(池上会館)、教育費(池上小学校)]
 積立基金 [公共施設整備資金積立基金、福祉事業積立基金、自転車等駐車場整備資金積立基金、新空港線整備及びまちづくり資金積立基金、羽田空港対策積立基金、地域力応援基金、勝海舟基金、防災対策基金、文化振興基金、子ども生活応援基金、大学等進学応援基金、産業のまち未来基金]

令和7年度 普通財産(土地)リスト

(経理管財課所管：令和7年4月1日現在)

No.	土地名称	地番	登記地積(m ²)	取得年月日
1	(旧) 研修施設用地	那須塩原市板室字白湯山1173-774 外5筆	11,567.00	昭和49年9月27日
2	旧中央二丁目自転車駐車場	中央二丁目510-2 外1筆	197.83	昭和59年3月7日
3	(旧) 本庁舎第二分室	中央二丁目573-1 外1筆	203.03	昭和63年8月4日
4	(旧) 大田区教職員仲池上住宅	仲池上二丁目500	772.01	昭和36年11月15日

令和7年度 普通財産(建物)リスト

(経理管財課所管：令和7年4月1日現在)

No.	建物名称	住居表示	構造	階層	延床面積(m ²)	経過年数
1	(旧) 大田区教職員仲池上住宅	仲池上二丁目5-6	鉄筋コンクリート造	地上3階	923.73	55

防災危機管理課

1 主な課題

(1) 災害時運用（オペレーション）体制の確立

災害の多様化・激甚化・頻発化に際し、関係機関との連携を一層強化するとともに、全国各地で発生する災害の教訓や各種訓練等の成果を迅速に反映し、いかなる災害にも即時対応できる本部体制を確立する。

(2) 新たな危機管理体制の構築及び在宅避難者支援体制の構築

デジタル技術の活用や災害時物流体制の改革により、都心南部直下地震に対応できる危機管理体制の構築を推進するとともに、災害関連死を防ぐための避難所環境の整備や在宅避難を促進するための支援体制の構築に取り組む。

(3) 防犯カメラ等防犯機器の設置促進

首都圏において匿名流動型犯罪グループによる凶悪犯罪が連続して発生したことを受け、個人が自宅用に防犯用品の購入・設置をした費用について補助を行う事業を新規に実施し、防犯力の向上を目指す。

2 主な事務事業と予算・執行済額

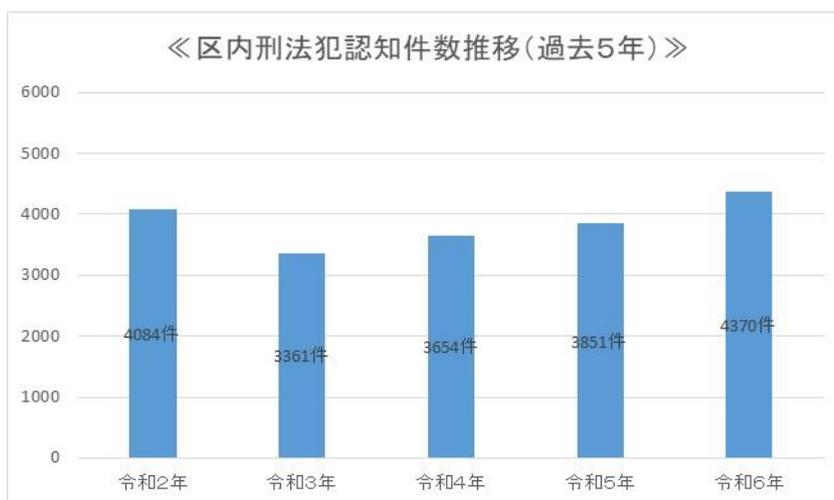
【新】7年度新規事業
 【計】基本計画・実施計画
 【庁】庁議指定事務事業
 【部】部局重要事務事業

	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	<div style="text-align: right;">【庁】</div> 災害時用情報システム及び伝達手段の維持管理 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input checked="" type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要 一人ひとりの状況に応じた被災者支援のため、「大田区防災アプリ」にマイナンバーカードを活用した避難所入退所管理機能を実装するほか、「被災者生活再建システム」をマイナポータルと連携し、り災証明書発行申請のオンライン対応を行う。	157,707	81,299
2	<div style="text-align: right;">【新】【庁】</div> 備蓄倉庫管理 <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input checked="" type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要 災害時に避難所または在宅での避難者等に対し、迅速に支援物資を提供できるよう、災害時物流最適化計画を策定し、効率的な備蓄管理方法や実効性の高い物流体制を構築する。	55,641	-

	事務事業名・概要	7年度予算額 ＜単位：千円＞	6年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	生活安全事務 【庁】 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 基本(実施)計画 <input checked="" type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	167,487	68,705
	高齢者の特殊詐欺被害や自転車盗難等の防止、こどもの安全・安心の確保のため、警察等の関係機関と連携し、防犯啓発活動を行い、犯罪を未然に防ぐ。		

その他の事務事業

総合防災訓練、防災意識の高揚及び防災行動力の向上、防災市民組織・消火隊の充実、消防団に対する助成、災害時における要支援者対策の推進、防災会議、本部体制備蓄物品の維持管理、消火設備の設置及び井戸水の運用、防犯カメラ・地域安全安心パトロール活動等に対する助成、青色回転灯パトロールカーによるパトロール、客引き・客待ち防止等指導員によるパトロール、区民安全・安心メール、大田区住まいの防犯対策緊急補助



総務財政委員会	
令和7年7月15日	
区民部	資料1番
所管	戸籍住民課

区民部

2025
(令和7年度)

事業概要



©大田区

令和7年7月発行

目 次

1	区民部組織図	1
2	区民部の事務分掌	2
3	令和7年度 区民部の取組について	7
4	令和7年度 当初予算額	11
5	令和6年度 重要事業の取組成果	12
6	各課の事務事業	20
(1)	戸籍住民課	20
I	戸籍関係事務	20
II	住民基本台帳、印鑑証明等関係事務	20
III	住居表示関係事務	26
IV	郵送請求関係事務	26
V	外国人住民関係事務	27
VI	統計調査関係事務	28
VII	おくやみコーナー	32
VIII	参考資料	33
(2)	課税課	40
I	特別区民税・都民税（住民税）事務	40
II	軽自動車税（環境性能割）事務	41
III	軽自動車税（種別割）事務	42
IV	特別区たばこ税事務	44
V	入湯税事務	44
VI	税証明発行事務	45
VII	減免に関する事務(特別区民税・都民税ならびに軽自動車税（種別割）)	46
VIII	その他の事務	47
IX	参 考	48
(3)	納税課	50
I	収納事務	50
II	納税意識の啓発	51
III	特別区民税の収納状況	52
(4)	国保年金課	53
I	管理事務	53
II	国保保健事業担当事務	54
III	国保資格事務	54
IV	国保給付事務	55
V	国保料収納事務	57
VI	後期高齢者医療資格事務	58
VII	後期高齢者医療給付事務	59
VIII	後期高齢者医療収納事務	61
IX	国民年金事務	62
7	区民部におけるマイナンバー法等への対応	64
*トピックス	・戸籍氏名の振り仮名法制化について	37
	・定額減税補足給付金（調整給付）給付事業（新規）	48
	・国民年金手続きの電子申請（LoGo フォーム）を拡大	63

1 区民部組織図

令和7年6月1日現在

部 名	課 名	係名・担当係長名 及び	職員配置数
区民部 343人 (再任短時間・行政サービス支援員含む総計) 376人	戸籍住民課 106人	経営計画担当係長	2人
		戸籍住民担当係長	85人 (13人)
		統計調査担当係長	10人 (2人)
		管理係	8人
	課税課 75人	課税担当係長	74人 (5人)
	納税課 72人	収納推進担当係長	71人 (8人)
	国保年金課 88人	国保料収納担当係長	17人
		国保年金システム担当係長	3人 (1人)
		後期高齢者医療担当係長	21人
		管理係	6人
		国保資格係	12人
		国保給付係	12人 (2人)
		国民年金係	16人 (2人)
	後期高齢者医療担当課長 1人		(33人)

※部名、課名の数字については、部課長を含む。

※ () 内の人数は、再任用短時間、行政サービス支援員の人数で外数。

2 区民部の事務分掌

戸籍住民課

経営計画担当係長

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査・研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。

戸籍住民担当係長

- (1) 戸籍及びその他付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (2) 戸籍の届出に関すること。
- (3) 埋火葬許可及びその総括に関すること。
- (4) 人口動態統計に関すること。
- (5) 身分登録等の記録に関すること。
- (6) 戸籍の附票に関すること。
- (7) 戸籍の記録事項証明等の交付に関すること。
- (8) 住民基本台帳、印鑑及びその付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (9) 住民基本台帳の届出の処理及び住民票の写し等の交付に関すること。
- (10) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (11) 身分証明その他の証明に関すること。
- (12) 税証明に関すること。
- (13) 郵送請求による戸籍、住民基本台帳等の証明に関すること。
- (14) 住民異動に伴う児童生徒の就学に関すること。
- (15) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格並びに資格確認書及び資格情報通知書に関すること。
- (16) 住民異動に伴う後期高齢者医療保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (17) 住民異動に伴う国民年金被保険者の届け書の受付に関すること。
- (18) 住民異動に伴う介護保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (19) 平日夜間、日曜日及び土曜日の窓口業務に関すること。
- (20) 区民部保有の区民情報系システム更改及び部の情報化推進に関すること。
- (21) 戸籍住民課保有システム全般の運営及び保守に関すること。
- (22) 住民基本台帳ネットワークに関すること。
- (23) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (24) 公的個人認証に関すること。
- (25) 大田区マイナンバーカードセンターの管理運営に関すること。
- (26) 住居表示に関すること。
- (27) 新たに生じた土地の確認並びに町区域・街区の新設及び変更に関すること。
- (28) 特別永住許可及び特別永住者証明書に関すること。

- (29) 在留カードに関する事。
- (30) 外国人住民に係る事務の調整及び指導に関する事 (出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に関する事務に限る。)
- (31) 外国人住民に係る法務省との情報連携に関する事。

統計調査担当係長

- (1) 統計調査に関する事。

管理係

- (1) 部の庶務に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関する事。
- (3) 他部及び部内他課との連絡調整に関する事 (他係に属するものを除く。)
- (4) 危機管理に関する事。
- (5) 議会に関する部の総括に関する事。
- (6) 部内他課及び課内他係に属しない事。

課税課

課税担当係長

- (1) 特別区民税・都民税 (個人) に係る次の事務
 - ア 課税に関する事。
 - イ 検税に関する事。
 - ウ 再調査に関する事。
 - エ 更正に関する事。
- (2) 区税の財源調査及び統計に関する事。
- (3) 特別区民税・都民税 (個人) 及び軽自動車税の減免に関する事。
- (4) 都民税 (個人) 徴収取扱費に関する事。
- (5) 原動機付自転車等の登録及び廃車に関する事。
- (6) 自動車の臨時運行許可に関する事。
- (7) 税証明に関する事。
- (8) 手数料収納 (弁償金を含む。) に関する事。
- (9) 当初賦課に関連する事務に関する事。
- (10) 軽自動車税の賦課に関する事。
- (11) 特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課徴収に関する事。
- (12) 税制に関する事。
- (13) 税務システムに関する事 (他の主管に属するものを除く。)
- (14) 税務情報に係る連絡調整に関する事。
- (15) 課税事務の企画及び調整に関する事。
- (16) 当初賦課事務に係る計画調整に関する事。
- (17) その他課税事務全般に関する事。
- (18) 課の庶務に関する事。

納税課

収納推進担当係長

- (1) 収納事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 納付案内センターに関すること。
- (3) 税務システム及び収納支援システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (5) 課の統計事務に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 徴収金の検収及び払込みに関すること。
- (8) 受託証券管理に関すること。
- (9) 郵送分収受に関すること。
- (10) 窓口収納に関すること（国保料に関することを含む。）。
- (11) 納税証明に関すること。
- (12) 手数料収納に関すること。
- (13) 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (14) 欠損処分に関すること。
- (15) 特別区民税・都民税（個人）及び軽自動車税に係る次の事務
 - ア 収納及び消込みに関すること。
 - イ 特別徴収分の過不足調査に関すること。
 - ウ 口座振替に関すること。
 - エ 督促及び催告に関すること。
 - オ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - カ 特別徴収から普通徴収への異動に関すること。
 - キ 特別徴収分の納期の特例に関すること。
 - ク 退職分離課税分の徴収に関すること。
 - ケ 滞納処分に関すること。
 - コ 徴収の猶予に関すること。
 - サ 執行停止に関すること。
- (16) 現年度収納対策に関すること。
- (17) 国民健康保険料、後期高齢者医療の保険料、介護保険料及び保育料に係る特別滞納整理業務に関すること（他部課に属するものを除く。）。
- (18) 差押財産の公売に関すること。
- (19) 交付要求（更生会社及び破産会社を含む。）に関すること。
- (20) 課の庶務に関すること。

国保年金課

国保料収納担当係長

- (1) 国民健康保険料に係る次の事務
 - ア 収納及び消込みに関すること。
 - イ 口座振替に関すること。
 - ウ 督促及び催告に関すること。
 - エ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - オ 徴収猶予に関すること。
 - カ 執行停止に関すること。
 - キ 財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
 - ク 交付要求に関すること。
 - ケ 欠損処分に関すること。
 - コ 徴収嘱託及び受託に関すること。
 - サ 特別療養費の通知に関すること。
- (2) その他徴収金に関すること。

国保年金システム担当係長

- (1) 国民健康保険・国民年金システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

後期高齢者医療担当係長

- (1) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること。
- (2) 後期高齢者医療の資格確認書及び資格情報通知書に関すること。
- (3) 後期高齢者医療の被保険者の個人番号カードの健康保険証利用登録（利用登録の解除を含む。）に関すること。
- (4) 後期高齢者医療の特定疾病療養受療証の交付に関すること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者の特別療養費に関すること。
- (6) 後期高齢者医療被保険者の一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請の受付並びに一部負担金減免等証明書の引渡しに関すること。
- (7) 後期高齢者医療の保険給付に係る申請の受付に関すること。
- (8) 後期高齢者医療の葬祭費に関すること。
- (9) 後期高齢者医療の健康保持推進事業に関すること。
- (10) 後期高齢者医療の保険料の賦課及び減免に係る届出及び申請の受付に関すること。
- (11) 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (12) 後期高齢者医療保険料の督促及び催告に関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の充当及び還付に関すること。
- (14) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予の申請の受付に関すること。
- (15) 後期高齢者医療保険料の執行停止に関すること。
- (16) 後期高齢者医療保険料に係る財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
- (17) 後期高齢者医療保険料の交付要求に関すること。
- (18) 後期高齢者医療システムに関すること。

- (19) 後期高齢者医療の収入(保険料の徴収に関する事務を除く。)及び支出に関すること。
- (20) 後期高齢者医療担当事務の庶務に関すること。

管理係

- (1) 国民健康保険の企画及び統計に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る収入及び支出に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (5) 国民健康保険の証明に関すること。
- (6) 課内他係に属しないこと。

国保資格係

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関すること。
- (2) 国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書に関すること。
- (3) 国民健康保険の被保険者の個人番号カードの健康保険証利用登録(利用登録の解除を含む。)に関すること。
- (4) 国民健康保険料に係る次の事務
 - ア 賦課に関すること。
 - イ 減免に関すること。

国保給付係

- (1) 国民健康保険の保険給付に関すること。
- (2) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (3) 国民健康保険高額療養費資金貸付基金に関すること。
- (4) 国民健康保険出産費資金貸付基金に関すること。

国民年金係

- (1) 国民年金の資格、給付及び保険料に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。
- (2) 特別障害給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。
- (3) 年金生活者支援給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。

3 令和7年度 区民部の取組について

1 基本姿勢及び考え方

区民部は、区民生活の基盤となる戸籍、税務、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金といった重要な業務を担っている。そのため、常に区民から信頼され、安心して仕事を任せられる、まさに区民の付託に応えるプロフェッショナル集団としての自覚と誇りを持って業務に取り組んでいく。

(職員・委託を問わず。それぞれの立場でプロフェッショナルに)

- ★正確かつ公正な業務遂行を徹底する
- ★情報セキュリティには細心の注意を払い職務に当たる
- ★システム標準化への万全な対応を行った上で、大田区 DX 推進計画に基づく更なる DX の推進に取り組む

以上により、安全・安心な区民生活を確保すると共に一層の区民サービス向上に全力で取り組む。

2 重点的な取組

(1) 安定した窓口サービスの提供 ～窓口は区役所の顔～

- 迅速・正確・丁寧な事務処理
- 個人情報保護の徹底
- 常に笑顔を忘れない（困った時こそ笑顔で）

(2) わかりやすい事務執行

- 区民（主に当事者）に寄り添った丁寧な事務執行
- 区民（全区民）に誤解なき公平・公正・適正な事務執行

(3) 将来を見据えた制度の見直しへの不断の努力

- 前例や法律等を十分理解するとともに、それだけに捉われることなく、区民本位の制度見直し（利便性・効率性向上）を検討
- 特別区、東京都、国への提言の検討

※上記を徹底するとともに、常に個人スキルの底上げ・組織力の強化を図るための人材育成にも注力する。

3 重要事業

事業名	システム標準化等、区民部におけるDXの着実な推進 (部局重要事務事業)
事業概要	自治体DX推進計画及び大田区DX推進計画等に基づき、区民部におけるシステム標準化を着実に推進する等、デジタル化の更なる推進に取り組みます。
今年度の目標	<p>1 システム標準化の着実な推進</p> <p>○区民部の戸籍・住民記録・保険・年金・税務といった各業務システムの標準化を着実に推進すると共に安定した業務運用に取り組む。</p> <p>2 窓口サービスの更なる向上</p> <p>○窓口業務のデジタル化を推進し、更なる窓口サービスの向上に取り組む。</p> <p>3 法改正への適切な対応</p> <p>○戸籍、住基フリガナ等法制化対応業務の確実な進捗管理。</p>

事業名	歳入確保の推進 (部局重要事務事業)
事業概要	<p>【特別区民税】</p> <p>1 取組方針</p> <p>特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。</p> <p>滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組を進めてきましたが、令和7年度においても物価高騰などによる生活状況の厳しさは続いており、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取り組みを進めます。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課の事務運営方針を定め、課全体で区税の収納率向上のための意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指す。 ・収納対策として、現年度分は、早期納付に向けた取組を滞納整理のスキルを生かし、滞納繰越分は、財産調査の徹底と差押処分、搜索など、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使して滞納繰越額の縮減を図る。 ・納付機会の拡充と利便性向上のため、地方税お支払サイト、コード決済などキャッシュレス納付の利用を促進する。

【国民健康保険料】

1 取組方針

国民健康保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。

平成 30 年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされたため、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。

生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取り組みを進めます。

2 方法・手段

- ・収納対策として、口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ（インターネットバンキング、クレジット収納）、年金特徴等に加え、コード決済収納（PayPay、au PAY 等利用）など様々な納付機会の周知、納付案内センターの電話による納付勧奨、口座振替の推進などにより歳入確保に取り組む。
- ・滞納繰越分については計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、滞納整理を進める。

【後期高齢者医療保険料】

1 取組方針

後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。

生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取り組みを進めます。

国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部分を占める 75 歳到達者へ、わかりやすい制度の周知を引き続き検討します。

2 方法・手段

- ・収納対策として、利便性が高く確実な収納につながる口座振替を推進する。特に 75 歳到達時を中心に、口座振替の勧奨を積極的に行う。またネットバンキング、クレジット収納やコード決済は、窓口に行かず納付可能で利便性の高い納付方法である。これら多様な納付方法の

	<p>周知を進め、納付しやすい環境づくりを進める。特にコード決済については、令和6年4月開始から順調な伸びを示していることから、令和7年度は6年度実績の約1.5倍、2400件を目標として更なる普及を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多額の滞納を未然に防ぎ、正しい納付へ導くために、納付案内センターを活用した納付勧奨や口座振替の勧奨を推進する。また、生活困窮等の申し出に対しては、丁寧な納付相談を行っていく。 ・滞納者に対しては、財産・収入状況の変化を把握したうえで、分納をはじめとして計画的な納付を進める。また、財産調査により滞納者の納付能力を把握し、滞納整理を進める。
<p>今年度の 目標</p>	<p>【特別区民税】 ○特別区民税収納率 現年度分 98.86%、滞納繰越分 53.70%</p> <p>【国民健康保険料】 ○国民健康保険料の収納率 現年度分 89.73%、滞納繰越分 30.00%</p> <p>【後期高齢者医療保険料】 ○後期高齢者医療保険料の収納率 現年度分 99.00%、滞納繰越分 41.98%</p>

4 令和7年度 当初予算額

＜一般会計歳入＞

単位：千円

款	7年度	6年度	増 減
特別区税	84,965,041	81,856,585	3,108,456
特別区民税	79,471,178	76,251,922	3,219,256
軽自動車税	398,998	377,265	21,733
特別区たばこ税	5,040,511	5,181,656	-141,145
入湯税	54,354	45,742	8,612
使用料及び手数料	224,557	212,197	12,360
総務手数料	224,557	212,197	12,360
国庫支出金	1,570,168	1,277,161	293,007
福祉費負担金	899,244	790,245	108,999
総務費補助金	665,057	480,956	184,101
総務費委託金	5,867	5,960	-93
都支出金	4,823,035	4,308,680	514,355
福祉費負担金	2,920,545	2,853,125	67,420
総務費委託金	1,902,490	1,455,555	446,935
繰入金	1	1	0
国民健康保険高額療養費資金貸付 基金繰入金	0	0	0
国民健康保険出産費資金貸付基金 繰入金	0	0	0
後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0
諸収入	35,556	49,657	-14,101
延滞金、加算金及び過料	34,470	34,695	-225
特別区預金利子	2	2	0
滞納処分費	1	1	0
弁償金	33	35	-2
納付金（保険料）	0	0	0
福祉費受託収入	0	14,075	-14,075
雑入	1,050	849	201
合 計	91,618,358	87,704,281	3,914,077

＜一般会計歳出＞

単位：千円

款	7年度	6年度	増 減
総務費	3,436,497	2,558,504	877,993
総務管理費	447,302	2,810	444,492
区民費	1,733,266	1,010,123	723,143
徴税費	1,255,929	1,545,571	-289,642
福祉費	15,065,247	17,614,040	-2,548,793
社会福祉費	5,854,025	8,373,937	-2,519,912
高齢福祉費	9,211,222	9,240,103	-28,881
合 計	18,501,744	20,172,544	-1,670,800

※職員人件費・時間外勤務手当は含んでいない。

5 令和6年度 重要事業の取組成果

1 基本的考え方

- ★正確かつ公正な業務遂行を徹底する
- ★情報セキュリティには細心の注意を払い職務に当たる
- ★大田区情報化推進計画に基づくデジタル化への対応を推進する

以上により、安全・安心な区民生活を確保すると共に、一層の区民サービス向上に全力で取り組む。

2 重点項目

(1) 窓口サービスの提供

- 迅速・正確・丁寧かつ公平・公正な事務処理
- 個人情報保護の徹底
- 誰にもやさしい窓口サービス

(2) わかりやすい事務執行

- 区民（主に当事者）に寄り添った丁寧な事務執行
- 区民（全区民）に誤解なき公平・公正・適正な事務執行

(3) 将来を見据えた制度の見直しへの不断の努力

- 前例や法律等を十分理解するとともに、それだけに捉われることなく、区民本位の制度見直しを検討
- 特別区、東京都、国への提言の検討
- 区民部が保有しているデータを活用し、証拠に基づく施策立案

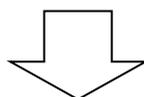
3 基本姿勢

区民部は、区民生活の基盤となる戸籍、税務、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金といった重要な業務を担っている。そのため、常に区民から信頼され、安心して仕事を任せられる、まさに区民の付託に応えるプロフェッショナル集団としての自覚と誇りを持って業務に取り組んでいく。

4 重要事業

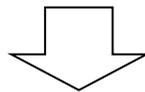
事業名	歳入確保の推進（庁議指定事務事業）
事業概要	<p>【特別区民税】</p> <p>1 取組方針</p> <p>特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。</p> <p>滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組を進めてきましたが、令和6年度においても物価高騰等による生活状況の厳しさは続いており、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課の事務運営方針を定め、課全体で区税の収納率向上のための意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指す。 ・収納対策として、現年度分は、滞納整理のスキルを生かし、早期納付に向けた取組を行い、滞納繰越分は、財産調査の徹底と差押処分、搜索等、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使して滞納繰越額の縮減を図る。 ・納付機会の拡充と利便性向上のため、コード決済等キャッシュレス納付の利用を促進する。 <p>【国民健康保険料】</p> <p>1 取組方針</p> <p>国民健康保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。</p> <p>平成30年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされたため、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。</p> <p>生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p>

	<p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策として、口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ、クレジット収納（モバイルレジ利用）、年金特徴等に加え、コード決済収納（PayPay、LINEPay 等利用）等様々な納付機会の周知、納付案内センターの電話による納付勧奨、口座振替の推進等により歳入確保に取り組む。 ・滞納繰越分については計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、滞納整理を進める。 <p>【後期高齢者医療保険料】</p> <p>1 取組方針</p> <p>後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。</p> <p>生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p> <p>国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部分を占める 75 歳到達者へ、わかりやすい制度の周知を引き続き検討します。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策として、納付案内センターによる納付勧奨や口座振替の勧奨を推進する。また、モバイルレジを使用するネットバンキングやクレジット収納に加え、納付機会拡充のために令和 6 年 4 月より導入したコード決済（PayPay、LINEPay 等）の周知を進めていく。 ・滞納繰越分については、財産・収入状況の変化に応じて適切な分納計画を組んで計画的な納付を進め、また財産調査により滞納者の納付能力を把握し、滞納整理を進める。
<p>6 年度の 目標</p>	<p>【特別区民税】</p> <p>○特別区民税収納率 現年度分 98.88%、滞納繰越分 55.21%</p> <p>【国民健康保険料】</p> <p>○国民健康保険料の収納率 現年度分 89.31%、滞納繰越分 32.00%</p> <p>【後期高齢者医療保険料】</p> <p>○後期高齢者医療保険料の収納率 現年度分 99.00%、滞納繰越分 41.98%</p>



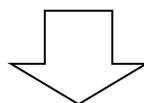
取組結果 (6年度実績)	現年分収納率		滞納繰越分収納率	
	特別区民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	
	99.27%	89.90%	99.22%	
	56.82%	27.82%	50.01%	
取組内容 (6年度実績)	区民税	国保料	後期保険料	
	○業務委託による納付勧奨			
・電話催告件数	55,419	49,082	10,223	
・訪問勧奨件数	603	-	-	
○口座振替登録				
・6年度新規登録件数	2,714	5,068	4,573	
○差押件数(以下主なもの)	5,382	362	42	
・預貯金	4,126	224	19	
・生命保険	156	102	4	
・給与	640	27	0	
○夜間窓口実施(17時~19時)				
・実施回数	25	24	-	
・納付相談件数	30	64	-	
・電話催告件数	895	(納付相談に含む)		
○休日実施事業				
・実施回数	6	3	-	
・臨戸実施件数	477	-	-	
・納付相談件数	29	10	-	
・電話催告件数	204	(納付相談に含む)		
○モバイルバンキング収納				
・利用件数	5,641	4,457	552	
○クレジット収納				
・利用件数	11,749	6,917	339	
○コード決済				
・利用件数	49,695	35,076	1,574	
○地方税お支払サイト(共通納税)				
・利用件数	9,469	-	-	

事業名	システム標準化等、区民部におけるDXの着実な推進 (部局重要事務事業)
事業概要	自治体DX推進計画及び大田区情報化推進計画等に基づき、区民部におけるシステム標準化を着実に推進する等、デジタル化の更なる推進に取り組めます。
6年度の目標	1 システム標準化の着実な推進 ○区民部の戸籍・住民記録・保険・年金・税務といった各業務システムの標準化を着実に推進すると共に安定した業務運用に取り組む。 2 窓口サービスの更なる向上 ○窓口業務のデジタル化を推進し、更なる窓口サービスの向上に取り組む。 3 法改正を踏まえた対応 ○戸籍、住基フリガナ等法制化業務について、適時適切に対応する。



取組結果 (6年度実績)	1 システム標準化の着実な推進 ○各業務システムの標準化を着実に推進するため、標準文字対応、フィット&ギャップ等、事前準備に取り組んだ。 ○令和7年1月に区民情報系基盤を更新し、大田区独自クラウドへ移行した。 ○住民基本台帳・印鑑システムの標準化を進め、計画どおり、令和7年1月に現行システムのバージョンアップにて標準システムの運用を開始することができた。(戸籍住民課) ○課内全体でシステム更改に伴う業務の見直し検討やマニュアルの見直しを実施し、計画どおり、令和7年1月から新税務システムでの運用を開始することができた。(課税課) ○滞納管理システムの標準化を進め、それにより令和7年1月にシステム更新を行い、安定した業務運営を行っている。(納税課) ○標準化に向けて業務フロー・帳票等の見直しを実施のうえ、計画どおり、国保システムは令和7年1月から、年金システムは令和7年3月から、運用を開始することができた。(国保年金課) 2 窓口サービスの更なる向上 ○窓口業務のデジタル化推進 ・戸籍住民窓口(北2台、南1台)にセミセルフレジを導入した。(戸籍住民課) ・令和7年1月から戸籍住民窓口のキャッシュレス決済手段にQRコード決済を追加した。(戸籍住民課) 3 法改正を踏まえた対応 ○令和7年5月施行の戸籍、住基の氏名振り仮名業務について、事業実施方法の策定、システム改修、委託事業者の選定等を行った。(戸籍住民課)
-----------------	---

<p>事業名</p>	<p>国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進 (部局重要事務事業)</p>
<p>事業概要</p>	<p>国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、PDC Aサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。実施の方向性として、計画に掲げる健康課題に沿って、特定健診受診率の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防及び健康保持増進・健康意識の向上等に努めます。</p>
<p>6年度の目標</p>	<p>1 データヘルス計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①【特定健康診査（受診率向上への取組）】 <ul style="list-style-type: none"> ・人工知能を活用した受診勧奨の継続実施 ・医療機関との連携強化による勧奨事業 ・「白紙受診票」の配布 ・人間ドック受診助成（協定医療機関実施の開始） 1,100件 ②【特定保健指導】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課との連携強化 ・特定健診受診医療機関で、早期の保健指導実施（3か所） ③【早期介入保健事業（簡易血液検査キット送付事業）】 <ul style="list-style-type: none"> ・検査結果が異常値の者へ、医療専門職による助言を検討する ④【糖尿病性腎症等重症化予防保健指導】 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対象者への保健指導 ⑤ 医療機関受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨 ⑥【循環器病予防受診勧奨】 <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧症に着目した受診勧奨により、循環器病の重症化を予防する ⑦ 歯科受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病で歯周病未治療者等に歯科受診を勧奨し、改善につなげる ⑧【後発医薬品利用促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・差額通知により後発医薬品への切り替えを促進する ⑨【適正服薬推進事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対象者への服薬情報通知により、医師・薬剤師への相談を勧める ⑩ 健康づくりの取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・全区民対象の健康ポイント事業への支援（被保険者への事業周知） ⑪ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアに係る取組について関係課と協議する <p>2 第2期データヘルス計画最終評価</p> <p>令和5年度実績が確定した段階で、第3期データヘルス計画に掲載した仮評価を基に、最終評価を行う。</p>

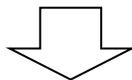


取組結果
(6年度実績)

- 1 データヘルス計画の推進
 - ①【特定健康診査（受診率向上への取組）】
 - ・人工知能を活用した受診勧奨を実施（1回目発送52,000件、2回目発送40,147件）した。
 - ・生活習慣病のレセプト件数が多い医療機関（上位20機関のうち11箇所）に、患者への受診勧奨を直接依頼した。
 - ・「白紙受診票」を医療機関に配布した。
 - ・人間ドック受診助成を実施（1,055件）した。
 - ② 特定保健指導
 - ・3箇所の医療機関と契約で、早期の保健指導を実施（51件）した。
 - ③【早期介入保健事業（簡易血液検査キット送付事業）】
 - ・37から39歳の被保険者に実施（申請者219件）した。
 - ・効果検証を実施（40歳から44歳までの特定健診受診率21.1% ※R5年度受診率）した。
 - ④【糖尿病性腎症等重症化予防】
 - ・協力医療機関認定証を交付（15か所）した。
 - ・管理栄養士等連絡会を実施（2回）した。
 - ・参加申込者に保健指導を実施（8人）した。
 - ・前年度参加者にフォローアップを実施（7人）した。
 - ⑤ 医療機関受診勧奨等
 - ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者に医療機関受診勧奨を実施（206人）した。
 - ・介護認定要支援者で健診未受診者（抽出2人）に対して電話によるアプローチを行った。
 - ⑥【循環器病予防受診勧奨】
 - ・前年度の健診結果でⅡ度・Ⅲ度の該当者に医療機関受診勧奨を実施（297人）した。
 - ⑦ 歯科保健事業
 - ・糖尿病罹患患者で歯周病の未治療者に受診勧奨を実施（522人）した。
 - ⑧【後発医薬品利用促進】
 - ・15歳以上に利用差額通知を送付（7,953件）した。
 - ・乳幼児から義務教育世代に利用差額通知と周知リーフレットを送付（437件）した。
 - ・普及率は85.28%（前年度比6.3%増）となった。
 - ⑨【適正な受診・服薬の促進】
 - ・重複・多剤等のリスク対象者（1,000人）を抽出し、服薬情報通知により医師・薬剤師への相談を勧奨した。
 - ・薬局での服薬相談人数を把握（51人）した。
 - ・服薬状況の改善者割合を検証（服薬相談者48.9%、通知者51.7%）した。
 - ⑩ 健康づくりの取組支援
 - ・全区民対象の健康ポイント事業への支援として、国保加入時に配布するチラシ「健診フローチャート」に事業PRと健康ポイントが付与されるしきみを掲載した。
 - ⑪ その他
 - ・地域包括ケアに係る取組について関係課との検討を継続している。
- 2 第2期データヘルス計画最終評価
 - ・第3期データヘルス計画に掲載した仮評価を基に、確定後の令和5年度実績を加味し、最終評価を行った。

※令和7年度から健康政策部に移管

事業名	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療データヘルス計画に基づく保健事業の推進（部局重要事務事業）
事業概要	後期高齢者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、後期高齢者医療制度の保険者である東京都後期高齢者広域連合が策定するデータヘルス計画に基づき、健康診査受診率向上への取組のほか、長寿健診や健康保持推進事業等の保健事業を実施します。
6年度の目標	<p>1 東京都広域連合と連携したデータヘルス計画の推進</p> <p>①【長寿健診】</p> <p>(1) 区内実施医療機関での健康診査の実施、結果の通知</p> <p>(2) 【健康診査受診率向上への取組み】</p> <p>長寿健診未受診の被保険者に対する受診勧奨</p> <p>(ア) 【はがきによる受診勧奨】</p> <p>(イ) 【実施医療機関に「白紙受診票」を配布】</p> <p>(ウ) 【区報、デジタルサイネージでの広報】</p> <p>②【歯科検診】</p> <p>(1) 成人歯科検診受診者から後期高齢者医療被保険者を抽出、計数</p> <p>(2) 被保険者数に応じて案分した経費を都広域連合に補助金申請</p> <p>③【健康保持推進事業】</p> <p>健康への関心を持つ契機となる広報により申請率を向上</p>



取組結果 (6年度実績)	<p>1 東京都広域連合と連携したデータヘルス計画の推進</p> <p>①【長寿健診】</p> <p>(1) 区内実施医療機関での健康診査の実施、結果の通知を実施した。</p> <p>(2) 【健康診査受診率向上への取組み】</p> <p>長寿健診未受診の被保険者に対する受診勧奨を実施した。</p> <p>(ア) 【はがきによる受診勧奨】</p> <p>・12月に発送(34,994件)した。</p> <p>(イ) 【実施医療機関に「白紙受診票」を配布】</p> <p>・白紙受診票を医療機関に配布した。</p> <p>(ウ) 【区報、デジタルサイネージでの広報】</p> <p>・区報等のほか、健康保持推進事業チラシに受診勧奨の文言を記載し、出張所等で配布した。区設掲示板に加え、新たに高齢者施設での受診勧奨ポスター掲示を行った。</p> <p>②【歯科検診】</p> <p>(1) 成人歯科検診受診者から後期高齢者医療被保険者を抽出、集計した。 (受診者数：927人、受診率：7.0%)</p> <p>(2) 被保険者数に応じて案分した経費を都広域連合に補助金申請(927件)を行った。</p> <p>③【健康保持推進事業】</p> <p>事業PRチラシ配布のほか、区設掲示板へのポスター掲示を実施、健康への関心を持つ契機となる広報を行った(申請率対前年度0.1%増加(R5:1.6%、R6:1.7%))。</p>
-----------------	--

※一部事業に関しては令和7年度から健康政策部に移管

6 各課の事務事業

7年度予算額は当初予算額で表しています。

(1) 戸籍住民課

I 戸籍関係事務 (根拠法令…戸籍法)

- 概要**
- 戸籍に関する届出の受付及び各種証明書の発行事務を行う。
 - 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整を行う。
 - 戸籍に関する統計、埋火葬許可等付帯事務を行う。
 - 平成19年1月から新戸籍システムを稼働させ、戸籍事務等を行っている。

◆戸籍とは

戸籍とは親子、夫婦など個人の身分関係を登録・公証するもので、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子が記載されている。この戸籍のある場所を本籍という。登録は戸籍に関する届出等により、公証は戸籍全部・個人事項証明書等の発行により行われる。戸籍全部・個人事項証明書等の発行は、本籍地の役所で発行することとなっているが、大田区に本籍のある大田区の住民は、平成30年2月からマイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになった。令和3年10月からは、住所地が区内・区外に関わらず、大田区に本籍があれば、全国のコンビニエンスストア等で取得できるよう対象者の拡充を行った。令和6年3月1日より戸籍証明等の広域交付の運用が始まり、本籍地以外の市区町村においても請求できるようになった。大田区では、戸籍住民窓口で取り扱っている。

戸籍の証明手数料

証明の種類	内容	手数料	請求者
戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	戸籍記載者全員(一部)の写し	450円	戸籍に記載されている本人かその家族(父母、子、孫、祖父母)それ以外の方が請求する場合は問合せが必要
除籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	除籍記載者全員(一部)の写し	750円	
改製原戸籍謄(抄)本	改製された戸籍の全部(一部)の写し	750円	
戸籍全部・個人事項証明書 (コンビニ交付、現在戸籍のみ)	戸籍記載者全員(一部)の写し	400円	マイナンバーカードを所持し、大田区に本籍のある住民 ※大田区外の住民は、事前に「利用登録申請」が必要
戸籍届出書の受理証明書	戸籍が受理されたことの証明 *上質紙	350円 *1,400円	届出人
身分証明書		300円	本人 *本人以外の場合は承諾書か委任状が必要

II 住民基本台帳、印鑑証明等関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、大田区印鑑条例)

- 概要**
- 住民基本台帳、印鑑登録に関する申請等の受付、各種証明事務を行う。
 - ・住民異動届、印鑑登録申請等の受付
 - ・住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、住所異動に伴う国民健康保険証・就学通知書等の交付
 - 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整、住民基本台帳に関する統計等付帯事務を行う。
 - 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を行う。
 - ・広域交付住民票の交付等

- マイナンバーカード関連事務を行う。
- 公的個人認証サービス事務を行う。
 - ・官公庁に対する電子申請（国税申告、社会保険関係等）を行うためのマイナンバーカードに付帯する電子署名の提供
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー被害者等に対する支援措置事務を行う。
- 電子申請サービス事務を行う。
 - ・オンラインによる転出手続き、転出届の作成及び窓口予約、転居届の作成及び窓口予約
住民票の写しの及び印鑑登録証明書の交付申請書の作成、建物その他の工作物新築届
- 平日夜間、日曜日窓口を開設する。
 - ・月、木曜日午後5時から午後7時まで（祝日及び12月29日から1月3日（以下、「年末年始」という。）を除く）、日曜日午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）開設
 - ・現在戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の交付及び住民票記載事項証明の認証、住民異動届書及び印鑑登録申請書の受領

◆住民票（住民基本台帳）

小学校への入学、選挙、国民健康保険や国民年金への加入、子どもの予防接種やワクチン接種などは、住民基本台帳に記録されることが必要。

住民票関係の届出：住所の異動や世帯の内容が変わったときは、すみやかに届出が必要

届出の種類・期間	ケース	届出に必要なものなど	届出人
転入届(*1) 引越から14日以内	区外から大田区に住所を移した	前住所の区市町村が発行した 転出証明書、マイナンバーカード	本人または世帯主 (*2・3)
転出届(*1・4) 引越の14日前から	区外へ住所を移す	*国民健康保険証、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの場合は返却する	
転居届 引越から14日以内	区内で住所を移した	マイナンバーカード	
世帯変更届 変更があってから14日以内	世帯主が変わった 世帯を別にした 世帯を一緒にした		

- (*1) マイナンバーカード又は住基カードの所有者が転出届の際に、マイナポータルでの手続きもしくは「転入届の特例」を希望した場合、紙の転出証明書の発行を受けずに、カードを利用した転入届・転出届をすることができる。
- (*2) 届出の際には、届出人本人の確認ができるものが必要。
- (*3) 代理人本人による届出の場合は、「委任状」と代理人本人の確認ができる書類が必要。
上記(*2)、(*3)ともに本人の確認ができるものは、マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど。
- (*4) マイナポータル及び郵送による届出も可能。

◆住民票の写し

就職、登記、運転免許証の申請などに使用する、住所に関する証明。

申請時に必要なもの	手数料	申請場所
申請人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証、保険証、パスポートなど）	1通 300円	戸籍住民窓口 各特別出張所

*代理人による申請も可。「委任状」と代理人の本人確認書類が必要。

*日曜日や夜間（月、木）の申請（戸籍住民窓口のみ）、郵便での請求も可。

◆広域交付住民票

住所地以外の区市町村が発行する住民票の写しのことで、本人及び同じ世帯の方の広域交付住民票を取ることができる。

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口	備考
申請本人のマイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	各区市町村により異なる（大田区は1通300円）	戸籍住民窓口、各特別出張所 ※月～金曜（祝日、年末年始除く）9時～17時	戸籍（本籍、筆頭者）、転出者などの消除者、転居（区内の住所変更）事項は記載されない。

◆印鑑登録

大田区で印鑑登録ができる方は、大田区に住民票がある方。ただし、15歳未満の方と成年被後見人は登録できない（注）。登録は1人1個に限る。印鑑登録証を紛失した場合は、「印鑑登録証亡失届」を提出し、改めて印鑑の登録が必要。

（注）成年被後見人が同行した場合は、登録できる。

印鑑登録の手続き

手続きする人	登録する印鑑のほかに必要なもの	登録日	申請窓口	備考
本人	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスの割印のあるもの（有効期間内のマイナンバーカード・運転免許証、パスポートなど） ②外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ③区内で印鑑登録している方の保証書（印鑑登録申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など）	即日（申請日）	戸籍住民窓口 各特別出張所	登録する印鑑には、大きさや印刻文字等に制限がある。 登録した方には、印鑑登録証を渡す。
代理人	委任状*本人あてに郵便で回答書を送付。	回答書持参の日		
	上記①②③のいずれの書類もない場合は、本人あてに郵便で回答書を送付。			手数料 100円

印鑑登録証明書

申請に必要なもの	手数料	申請、受取窓口
印鑑登録証	300円	戸籍住民窓口、特別出張所

*代理人による申請も可。

*日曜日や夜間（月、木）の申請可（戸籍住民窓口のみ）。

◆パソコン・スマートフォンから住民票の写し等の交付申請書の作成

区ホームページから、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民異動届の申請書等をあらかじめ作成することができる。作成された申請書等情報は二次元コード化され、戸籍住民窓口にて提示することにより申請ができる。特別出張所では取り扱っていない。

◆パソコン・スマートフォンから住民異動届の来庁予約

区ホームページから、住民異動届の手続きで戸籍住民窓口に来庁する日時を予約することができる。予約完了後に受付番号が送信されるので、戸籍住民窓口で受付番号を提示する。

予約は、転出届は2週間先まで、転入届、転居届は引っ越しが終わった後の日付でできる。夜間休日窓口及び特別出張所では取り扱っていない。

※住民異動届は、区ホームページから作成することができる。

◆マイナンバーカードによる証明書の交付

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなど証明書を取得できる。利用する際には、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと暗証番号（数字4ケタ）が必要である。

注）マイナンバーカードに替えて移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを用いることもできる。

交付できる証明書	利用対象者	証明書1通あたりの手数料	交付場所	利用可能時間 (システムメンテナンス日を除く)
戸籍証明書 全部事項証明書 個人事項証明書	大田区に本籍のある方*1	400円	コンビニエンスストア等 *2 大田区役所本庁舎1階	【平日月から金曜】 （年末年始は除く。） 午前9時から午後5時まで
住民票の写し 印鑑登録証明書 税証明書 課税証明書 非課税証明書 納税証明書	大田区の住民 (印鑑登録証明書を取得するためには、事前に大田区の窓口で印鑑登録が必要)	250円	コンビニエンスストア等 *2 大田区役所本庁舎1階	【平日月から金曜及び土日祝日】 午前6時30分から午後11時まで 【平日月から金曜】 午前8時30分から午後5時まで 【平日夜間月曜・木曜】 午後5時から午後7時まで 【日曜】 （年末年始は除く。） 午前9時から午後5時まで

*1 大田区外の方は、事前に「利用登録申請」が必要。また、利用登録申請及び交付は、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機に限る。

*2 多機能端末機を設置している店舗に限る。

◆個人番号通知書

出生・国外転入等によりマイナンバーが新規付番となった場合は、届出をした日から3週間程度で個人番号通知書が地方公共団体情報システム機構から世帯主宛てに簡易書留で発送される。

【参考】通知カード（紙製のカード）（令和2年5月25日廃止）

制度廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、性別、生年月日が住民票と一致している場合に限り、個人番号を証する書類として使用できる。

◆マイナンバーカード（顔写真付きのカード）

マイナンバーカードの申請は、郵送、パソコン、スマートフォン等で行う。

申請に必要な交付申請書は、戸籍住民課、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンターに本人確認できるものを持参し、受け取ることができる（住所・氏名等に変更があった場合は、変更後の住所・氏名等が記載された交付申請書を使用する。）。

マイナンバーカードの交付準備が整い次第、戸籍住民課から住所地宛に交付通知書（通知書兼照会書）を送付する。

交付通知書の案内に沿って事前に交付場所及び日時を予約の上、予約日に必要書類を持参して受け取ることができる。申請から受取までは、通常1～2か月程度要する。

マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目の誕生日（未成年者は5回目の誕生日）まで。外国籍の住民で在留期間に定めのある場合は、在留期間の満了日まで。

※令和4年4月1日以前に20歳未満で申請した場合は5回目の誕生日まで。

◆マイナンバーカード申請補助事業

本庁舎及び大田区マイナンバーカードセンターにて、マイナンバーカードの作成を希望する方を対象に、顔写真の撮影から申請までをお手伝いする申請補助事業（事前予約制）を実施している。

本庁舎は、平日及び日曜（第3土曜と翌日の日曜を除く）の午前9時から午後4時30分、大田区マイナンバーカードセンターは、平日及び土日（第3土曜と翌日の日曜を除く）の午前9時から午後4時30分（平日は午後6時30分）まで。

【予約先】大田区マイナンバーコールセンター

0570-03-3370（平日及び日曜日午前9時から午後5時まで ※年末年始を除く）

◆その他のマイナンバーカードの手続き

届 出	手続きに必要なもの	申請窓口	備 考
紛失 (一時停止)	右記に連絡	マイナンバーカード総合フリーダイヤル (0120-95-0178)	自宅以外で紛失した場合は、警察へ遺失届を行う。
発見 (一時停止解除)	発見したマイナンバーカード	戸籍住民窓口、大田区マイナンバーカードセンター	
再交付	本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	新しいマイナンバーカードの交付時に再交付手数料1,000円かかる。
電子証明書の新規発行・更新	マイナンバーカード	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。
暗証番号の再設定 (ロック解除) ※1	マイナンバーカード	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。
有効期限の変更 (外国人住民)	マイナンバーカードと新しい在留カード	戸籍住民窓口、大田区マイナンバーカードセンター	マイナンバーカードの有効期限までに来庁が必要。

※1 住民基本台帳用、券面事項入力補助用及び利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)は3回連続、署名用電子証明書の暗証番号(英数字6ケタ以上16ケタ以下)は5回連続で入力を誤った場合、ロックがかかる。

◆公的個人認証サービス

インターネットを使って官公庁等に電子申請をする際の本人確認の手段となる電子証明書を提供するものである。電子証明書はマイナンバーカードのICチップに標準搭載され、有効期限は発行から5回目の誕生日まで。電子証明書に係る手続きができるのは、原則、本人のみ(代理人の場合は事前に問合せが必要)。

◆大田区マイナンバーカードセンター

区民へのマイナンバーカードの普及啓発による交付拡大と、増加するマイナンバーカード関連事務へ迅速に対応することによる区民の利便性向上を目指し開設した。JR 大森駅から徒歩1分という好立地に加え、平日夜間や土日も窓口を開くことで、より多くの区民の方にマイナンバーカードを利用していただく環境を提供している。

- ・所在地：東京都大田区山王二丁目3番7号 大森まちづくり推進施設1階
- ・開庁時間：平日 午前9時から午後7時まで(受付は午後6時30分まで)
土日 午前9時から午後5時まで(受付は午後4時30分まで)
(第三土曜日とその翌日の日曜日、休日、年末年始を除く)
- ・サービス内容：
 - マイナンバーカードの交付等
 - マイナンバーカード申請補助事業等
 - その他のマイナンバーカードの手続き
 - マイナポータル手続の支援

Ⅲ 住居表示関係事務 (根拠法令…住居表示に関する法律)

概要 ○新築家屋の住居表示番号を付定し、住居番号表示板を交付する。

○住居表示変更証明書を交付する。

○街区符号表示板の整備を行う。

○街区の変更、街区案内板の管理を行う。

住居表示実施状況等 (令和7年4月1日現在)

全面積	61.86 k m ²
公有水面	0.65 k m ²
市街地面積	61.86 k m ²
住居表示実施面積	60.90 k m ²
住居表示未実施面積	0.96 k m ² (※注)
総町丁目数	218 町丁目
総街区数	6,177 街区

(※注) 住居表示未実施地域
羽田空港三丁目 (D滑走路)

街区案内板数 (令和7年4月1日現在)

街区案内板	6 基
-------	-----

令和6年度街区案内板・街区符号表示板設置状況等

街区案内板の増設・撤去	0 基
新築家屋の住居表示番号付定	1,826 件
住居表示変更証明書の交付	111 件

Ⅳ 郵送請求関係事務 (根拠法令…戸籍法、住民基本台帳法)

概要 ○郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等の交付を行う。

*請求先 〒144-8621 蒲田5-13-14

大田区役所戸籍住民課郵送担当 電話 5744-1233 (戸籍関係)

電話 5744-1676 (住民票関係)

*請求方法 請求者の住所、氏名、続柄、日中の連絡先電話番号のほか、次の必要事項を明記の上、①手数料(定額小為替又は現金書留)と②返信用封筒(宛名を記入し切手を貼付したもの)③本人確認書類(免許証、保険証などの写し)を同封する。クレジットカードの使用を希望する場合は、申請書にメールアドレスを記載し、当課からの送信メールに記載された URL から期限内にオンライン決済を行う。

*大田区の戸籍で続柄が確認できない時は、関係戸籍(写し)の添付が必要な場合がある。また、別世帯の家族又は第三者が請求する場合は、委任状(権利行使及び義務履行等の正当な利害関係のある場合は利害関係のわかる関係書類)の添付が必要となる。

なお、返送先は請求者の住所が原則となる。

請求するもの	必要事項
戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	①本籍 ②筆頭者(戸籍の一番初めに記載されている方) ③全部・個人の別(個人の場合は必要な方の氏名) ④通数 ⑤使用目的等
住民票	①住所 ②世帯主 ③世帯全員または一部(必要な方の氏名) ④続柄、本籍地記載の有無 ⑤通数 ⑥使用目的等

V 外国人住民関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)

- 概要**
- 特別永住者に関する特別永住許可事務を行う。
 - ・特別永住許可の申請
 - 中長期在留者等に関する市区町村在留関連事務を行う。
 - ・特別永住者証明書の有効期間更新、再交付申請等の受付
 - ・特別永住者証明書の交付
 - ・中長期在留者等の住居地届出の受付
 - 法務省との情報連携を行う。
 - ・外国人住民の氏名、国籍等の変更や在留資格の変更等の住基法第 30 条の 50 通知の住民記録への反映
 - ・外国人住民の住居地届出に係る市町村通知の送付
 - 法務省との連絡調整を行う。
 - 特別出張所窓口との連絡調整を行う。

◆住民票が作成される外国人

在留の区分	備考
(1) 中長期在留者	在留期間が3か月を超える者に在留カードが交付される(*注)。 一例: 永住者、技術・人文知識・国際業務等の就労資格、留学、日本人の配偶者等、定住者、特定活動 他 (*注)在留資格が短期滞在・外交・公用の者、3か月以下の在留期限が決定された者、仮放免者、在留資格の無い者は、中長期在留者に該当せず住民票の対象外となる。
(2) 特別永住者	終戦前から引き続き本邦に在留している者で、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱した者及びその子孫として本邦で出生した者に対し、特別永住者証明書が交付される。
(3) 一時庇護対象者 又は仮滞在許可者	一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付される。
(4) 出生による経過滞在者 又は国籍喪失による経過滞在者	出生届・国籍喪失届出をした者は、その事由発生年月日から60日は在留資格を有することなく在留することができる。60日を超えて日本に在留する者は、事由発生年月日から30日以内に地方出入国在留管理局に在留資格の取得を申請しなければならない。

※外国人住民への住民基本台帳法の適用は、平成24年7月から

◆特別永住者証明書の更新

特別永住者証明書の有効期間が到来する特別永住者に対し、更新勧奨を行う。

年齢	申請期間	必要書類
16歳未満	16歳の誕生日の6か月前から	特別永住者証明書、パスポート(ない場合は不要)、写真(縦4cm×横3cm)
16歳以上	有効期間満了日の2か月前から	

*従前の外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされるのは、16歳未満のみ。

*特別永住者証明書の交付は、申請から概ね2週間を要する。

◆住居地届出に関する手続き

本邦に在留する中長期在留者及び特別永住者は、住居地を定めてから14日以内に、市区町村に住居地の届出を行うこととされている。(出入国管理及び難民認定法第19条の7、第19条の8、第19条の9及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条)

届出の種類	届出期間	必要書類
入国したとき	大田区に住居地を定めた日から14日以内	在留カード等、パスポート
新たに中長期在留資格を得たとき	資格変更許可日または大田区に住居地を定めた日から14日以内	在留カード、パスポート
大田区から転出するとき	引越の14日前から	在留カード等
大田区に転入するとき	引越から14日以内	転出証明書、在留カード等
大田区内の転居	引越から14日以内	在留カード等

VI 統計調査関係事務 (根拠法令…統計法)

概要 ○統計法等に基づき、国で定めた基幹統計の作成を目的とする統計調査等を、それぞれ決められた周期に基づいて実施。

○調査結果は、国・地方公共団体の施策の基礎資料とされ、各方面で活用される。

<令和7年度予定及び令和6年度実施調査>

調査名		令和7年度予定	令和6年度実施	主管
1	国勢調査	○		総務省
2	経済センサス調査区管理	○	○	総務省
3	経済センサスー基礎調査	○	○	総務省
4	国勢調査 調査区設定		○	総務省
5	全国家計構造調査		○	総務省
6	農林業センサス		○	農林水産省
<計>		3 調査	5 調査	

◆国勢調査

<目的>

人及び世帯に関する全数調査であり、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。最も基礎的な調査として大正9年以來5年ごとに実施しており、令和7年はその22回目となる。

<概要>

令和7年度予定	
調査期日	令和7年10月1日
調査周期	5年
根拠	統計法（基幹統計）、国勢調査令
調査対象	調査時に日本国内に居住するすべての人。ただし、外交官、外国軍人とその家族を除く。
調査対象件数	推定418,000世帯、推定74万人
調査員数	約3,800人
指導員数	約520人
主要調査事項	世帯員に関する事項（13項目） 世帯に関する事項（4項目）
調査方法	(1) 調査員は、担当する調査区内を巡り、調査区要図と調査世帯一覧を作成する（9月17日～9月19日） (2) 調査員は全世帯にオンライン回答用IDと調査票を配布する（9月20日～9月30日） (3) 調査員は、全世帯に回答確認リーフレットを配布する（10月1日～10月8日） (4) 調査員は、全世帯に調査協力のお礼状を配布する（10月9日～10月16日） (5) 調査員は、区へ調査区要図、調査世帯一覧等を提出する（10月17日、20日、21日）

◆経済センサス調査区管理

<目的>

経済センサスにおいて設定した調査区を管理し、必要な修正を行い、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。

<概要>

	令和7年度予定	令和6年度実績
調査期日	令和7年6月1日	令和6年6月1日
調査周期	毎年	毎年
根拠	統計法（一般統計調査等）	同左のとおり
管理調査区数	1,189調査区	同左のとおり
事務の概要	(1) 調査区の同定 (2) 修正有無の確認 (3) 調査区管理関係書類の作成 (4) 都道府県への報告	同左のとおり

◆経済センサスー基礎調査

<目的>

我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。

<概要>

令和7年度予定	
調査期日	【乙調査】令和7年6月1日現在※
根拠	統計法（基幹統計）、経済センサス基礎調査規則
調査対象	【乙調査】国及び地方公共団体の事業所
調査対象件数	210事業所
主要調査事項	(1) 既存事業所 名称、所在地、電話番号、活動状態 (2) 新設事業所 名称、所在地、電話番号、活動状態、職員数、事業内容
調査方法	区市町村が電子メールにより調査票を事業所ごとに送付する。

※【甲調査】調査対象は民営事業所。（令和6年に国直轄にて、民間事業者を活用し実施）

◆国勢調査 調査区設定

<目的>

令和7年国勢調査の実施にあたり、調査員の調査担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査の正確性を期するとともに、調査結果の集計及び各種統計調査の実施の基礎資料を得る。

<概要>

令和6年度実績	
基準日	令和6年10月1日
調査周期	5年
根拠	国勢調査令、国勢調査施行規則、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令
調査区数	6,261調査区
事務の概要	令和2年国勢調査以降の地形、地物の変化を把握し、基本単位区の点検及び修正を行う。 (1) 準備事務（補助資料の準備、関係部局との打合せ、現地踏査など） (2) 基本単位区の点検及び修正 (3) 調査区の設定 (4) 調査区関係書類の作成及び提出

◆全国家計構造調査

<目的>

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする。

< 概 要 >

令和6年度実績	
調査期間	令和6年10月～11月
調査周期	5年
根拠	統計法（基幹統計）、統計法施行令、全国家計構造調査規則
調査対象	総務大臣の指定する地域において、総務大臣が定める方法により、区市町村長が選定した、二人以上の世帯及び単身世帯
調査対象件数	【基本調査】国勢調査2調査区を1調査単位区とし、その中から12世帯を抽出。3調査単位区で実施。 【簡易調査】国勢調査1調査区を1調査単位区とし、その中から12世帯を抽出。3調査単位区で実施。
調査員数	6人
指導員数	2人
主要調査事項	【基本調査】家計簿、年収・貯蓄等調査、世帯構成、就業・就学状況等 【簡易調査】年収・貯蓄等調査、世帯構成、就業・就学状況等
調査方法	(1) 調査員が担当調査区を確認し、全世帯を把握し名簿を作成する。 (2) 総務大臣の定める方法により、区市町村長が名簿に基づき調査実施世帯を抽出する。 (3) 調査員が指定された世帯に調査票を配布し、世帯が調査員へ調査票を提出又はインターネット、郵送で回答する。

◆農林業センサス

< 目 的 >

我が国の農林業・農産業の実態を明らかにし、農林行政に係る諸施策及び農林業に関する統計調査に必要な基礎資料を整備する。

< 概 要 >

令和6年度実績	
調査期日	令和7年2月1日
調査周期	5年
根拠	統計法（基幹統計）、統計法施行令、農林業センサス規則
調査対象	農業経営体及び林業経営体
調査対象件数	34調査区 客体候補数 170件 農林業経営体数 7件
調査員数	11人
指導員数	1人
主要調査事項	経営体の概要、世帯の構成と就業構造、労働力、耕地及び保有林の面積等、生産物の販売金額等
調査方法	調査員が調査対象者に調査票を配布し、訪問回収調査、オンライン調査又は郵送回収調査により実施。

◆統計調査員確保対策事業

<目的>

各種統計調査を円滑に実施するため、統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。

(事業開始 平成23年3月)

<概要>

	令和7年度予定	令和6年度実績
対象者	各種調査員経験者、公募による応募者	同左のとおり
主管	総務省・東京都	同左のとおり
根拠	統計調査員確保対策事業実施要領 登録者研修実施細則（総務省） 東京都統計調査員確保対策事業実施要綱	同左のとおり
登録者数※	460名（令和7年5月1日現在）	343名（令和6年5月1日現在）
事業内容	(1) 統計調査員希望者の台帳への登録 (2) 登録辞退・登録内容変更届の送付・受理 (3) 統計ニュースの送付 (4) 各所への啓発 ア 区報、ホームページ イ 区設掲示板への掲出 ウ 区施設への掲出 エ PTAへの啓発 オ 商店街連合会への啓発 カ シニアステーション・老人いこいの家への啓発 キ 地域包括支援センターへの啓発	同左のとおり

※登録者数には、自治会・町会推せんの方で、かつ、本事業にも継続登録している方を含む。

Ⅶ おくやみコーナー

概要 23区では初めてとなる「おくやみコーナー」を、令和2年10月1日から本庁舎1階戸籍住民窓口開設し、各種手続き窓口をご案内するほか、状況に応じたご相談をお受けすることで、ご遺族の負担の軽減につとめている。

身近な方が亡くなられたあとに必要な手続きは、多い方で30項目にもおよび、ご遺族の大きな負担となっている。ご遺族の方へ少しでもお役に立てることを願い、死亡届出後に必要な区役所での手続きの他、区役所以外も含めた各種手続き・窓口などの情報をまとめて、わかりやすくご案内する「ご遺族の方へ～おくやみ手続きガイド～」(冊子)を作成した。

「おくやみコーナー」では、このガイドブックを活用し、ご遺族の状況に応じた各種手続きについてのご相談をお受けしている。

○開設時間：午前9時から午後4時まで（土日祝、年末年始除く）

※事前予約制 おおむね30分程度

○予約受付：03-5744-1185（平日午前8時30分から午後5時まで）

○その他：ガイドブックは、死亡届出の際に、窓口でご遺族に配布する他、ホームページからダウンロードしてもご利用いただける。

VIII 参考資料

【戸籍住民窓口】

平日：午前8時30分～午後5時まで

平日夜間（月、木）：午後5時～午後7時まで

日曜：午前9時～午後5時まで

取扱窓口一覧

内 容	取扱い窓口など						料金
	戸籍住民窓口			本庁舎 宿直室 受付	特別出張所	郵送	
	通常	夜間 (月、木)	日曜		平日		
届出など	戸籍の届出 出生届、婚姻届、離婚届、離婚の 際の氏を称する届、死亡届（埋火 葬許可証の発行）転籍届など*1	○	*2○	*2○	*2○	○	
	住民登録の届出 転入届、*3転出届、転居届、世帯変更届など	○	*4○	*4○		○	
	印鑑登録	○	○	○		○	100円
	新築届*9	○					○
	特別永住者証明書交付申請など	○					
	外国人住民の住居地届出	○				○	
	マイナンバーカードの手続き	○		*7○		*8○	
証明書など	戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本）	○	*5○	*5○		○	450円
	除籍謄（抄）本	○				○	750円
	改製原戸籍謄（抄）本	○				○	750円
	戸籍届書の受理証明	○				○	350円
	身分証明書	○	○	○		○	300円
	戸籍の附票の写し	○	*5○	*5○		○	300円
	住民票の写し	○	*6○	*6○		○	300円
	住民票記載事項証明	○	*6○	*6○		○	300円
	不在籍・不現住証明書	○				○	300円
	印鑑登録証明書	○	○	○		○	300円
	納課税等証明	○	○	○		○	300円
	転出証明書	○				○	○

*1 この他に、認知、養子縁組、養子離縁、氏・名の変更、入籍、分籍、死産などの届出がある。

*2 届書のお預かりのみ。翌開庁日以降に届出内容の審査等を行う。

*3 転出届については、マイナポータル、郵送でも取り扱う。

*4 マイナンバーカードの住所変更は、翌日以降の取扱いになる。

*5 本人、同一戸籍の方からの請求のみ取り扱う。

*6 本人、同一世帯員（消除者を除く）からの請求のみ取り扱う。

*7 毎月第三土曜の翌日曜は業務を休止する。

*8 マイナンバーカードの交付は、月～金曜で実施している。（ただし、蒲田西特別出張所を除く）

*9 電子申請でも取り扱う。

表1

令和6年度手数料

単位：円

種類	戸籍住民課	特別出張所	計	5年度計	4年度計	3年度計
戸籍証明	70,931,850	23,025,000	93,956,850	89,231,550	90,159,700	84,474,150
住民基本台帳証明・閲覧	47,722,500	38,934,600	86,657,100	91,741,500	103,500,900	111,451,400
印鑑証明	10,739,800	23,386,000	34,125,800	37,079,100	42,629,200	48,389,600
計	129,394,150	85,345,600	214,739,750	218,052,150	236,289,800	244,315,150

表2

令和6年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

種類	戸籍住民課			特別出張所			計			5年度	4年度	
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計			
戸籍	謄抄本	57,349	19,637	76,986	30,325	4,969	35,294	87,674	24,606	112,280	123,110	123,218
	除籍謄抄本	57,561	22,375	79,936	11,483	1,574	13,057	69,044	23,949	92,993	88,134	88,794
	受理証明書	5,418	54	5,472	2,142	24	2,166	7,560	78	7,638	7,004	7,622
	小計	120,328	42,066	162,394	43,950	6,567	50,517	164,278	48,633	212,911	218,248	219,634
住民基本台帳	住民票等*	158,778	41,868	200,646	126,713	14,030	140,743	285,491	55,898	341,389	366,137	407,113
	広域交付住民票	297	0	297	309	0	309	606	0	606	501	437
	閲覧	0	0	0	276	609	885	276	609	885	833	982
	小計	159,075	41,868	200,943	127,298	14,639	141,937	286,373	56,507	342,880	367,471	408,532
印鑑	登録	11,704	14	11,718	14,542	51	14,593	26,246	65	26,311	25,612	25,057
	廃止届出等	0	1,484	1,484	0	2,754	2,754	0	4,238	4,238	4,578	4,832
	証明	31,898	46	31,944	73,106	163	73,269	105,004	209	105,213	115,295	134,137
	小計	43,602	1,544	45,146	87,648	2,968	90,616	131,250	4,512	135,762	145,485	164,026
計	323,005	85,478	408,483	258,896	24,174	283,070	581,901	109,652	691,553	731,204	792,192	

*住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む

表3

本籍数、本籍人口数

	本籍数	本籍人口
令和7年4月1日	280,998	646,672
令和6年4月1日	281,164	648,722
令和5年4月1日	281,388	650,643

表4

令和6年度戸籍処理件数

種別	件数
新戸籍編製	5,255
戸籍全部消除	5,424
再製・補完	0
その他	81
人口動態調査*	18,033
計	28,793
5年度計	27,828
4年度計	28,306

*出生、死亡、婚姻、離婚、死産

表5

令和6年度戸籍届出件数

種 類	受 理			送付	計
	本籍人	非本籍人	小計		
出生	2,244	2,194	4,438	2,003	6,441
死亡	4,967	2,845	7,812	3,649	11,461
婚姻	2,831	1,767	4,598	3,327	7,925
離婚	832	253	1,085	647	1,732
転籍	1,294	26	1,320	1,190	2,510
その他	1,977	463	2,440	1,145	3,585
計	14,145	7,548	21,693	11,961	33,654
5年度計	14,213	6,774	20,987	11,637	32,624
4年度計	14,422	6,993	21,415	11,937	33,352

表6

住民基本台帳世帯、人口、印鑑登録数（令和7年4月1日現在 外国人住民含む）

特別出張所	世帯数	人 口			印鑑登録数 (件)
		男	女	計 (人)	
大森東	10,985	10,384	9,214	19,598	10,682
大森西	37,104	31,175	30,058	61,233	31,854
入新井	25,136	21,717	20,957	42,674	22,238
馬込	32,178	28,225	29,342	57,567	29,883
池上	25,387	22,530	23,284	45,814	25,361
新井宿	12,053	10,908	11,064	21,972	12,212
嶺町	14,299	12,434	14,005	26,439	14,388
田園調布	10,830	10,039	11,674	21,713	13,007
鵜の木	15,373	12,688	14,168	26,856	14,505
久が原	14,149	14,191	15,028	29,219	16,832
雪谷	32,156	29,836	32,238	62,074	33,858
千束	14,299	11,782	13,363	25,145	13,325
糎谷	24,139	19,760	20,593	40,353	21,042
羽田	22,749	19,612	19,239	38,851	20,936
六郷	37,385	34,879	33,282	68,161	37,835
矢口	24,260	21,486	22,962	44,448	24,953
蒲田西	38,675	33,334	30,617	63,951	33,484
蒲田東	30,765	24,480	22,294	46,774	23,824
計	421,922	369,460	373,382	742,842	400,219
令和6年4月1日	414,304	366,388	370,264	736,652	400,174
令和5年4月1日	406,752	363,688	368,386	732,074	400,894

表7

令和6年度住民基本台帳届出、処理件数

窓 口	届 出					職 権 処 理					計
	転入	転居	世帯変更	転出	小計	記載	消除	修正	転入通知	小計	
戸籍住民課窓口	28,774	8,366	2,537	26,876	66,553	3,733	5,057	25,896	360,082	394,768	461,321
郵送	0	0	0	1,545	1,545	0	0	0	122	122	1,667
戸籍住民課小計	28,774	8,366	2,537	28,421	68,098	3,733	5,057	25,896	360,204	394,890	462,988
大森東	552	326	68	300	1,246	41	96	84	2	223	1,469
大森西	2,236	729	132	889	3,986	101	60	223	2	386	4,372
入新井	2,058	905	241	1,382	4,586	156	637	353	2	1,148	5,734
馬込	2,876	691	265	1,392	5,224	210	399	362	2	973	6,197
池上	940	501	100	462	2,003	65	110	193	5	373	2,376
新井宿	536	365	85	417	1,403	108	65	149	10	332	1,735
嶺町	914	438	146	604	2,102	107	257	171	2	537	2,639
田園調布	916	170	80	553	1,719	68	16	164	2	250	1,969
鵜の木	802	335	58	348	1,543	57	16	95	5	173	1,716
久が原	708	355	87	373	1,523	61	36	117	1	215	1,738
雪谷	1,244	460	163	756	2,623	144	254	209	5	612	3,235
千束	1,438	343	113	884	2,778	96	56	222	1	375	3,153
糝谷	1,239	626	99	627	2,591	76	119	96	3	294	2,885
羽田	1,251	622	125	799	2,797	83	65	167	5	320	3,117
六郷	1,506	810	180	910	3,406	133	17	355	10	515	3,921
矢口	701	348	83	382	1,514	71	131	87	0	289	1,803
蒲田西	682	351	73	301	1,407	19	185	81	4	289	1,696
蒲田東	1,129	494	89	556	2,268	28	58	194	4	284	2,552
特別出張所小計	21,728	8,869	2,187	11,935	44,719	1,624	2,577	3,322	65	7,588	52,307
計	50,502	17,235	4,724	40,356	112,817	5,357	7,634	29,218	360,269	402,478	515,295
令和5年度	49,024	16,235	4,497	38,887	108,643	5,202	7,786	24,485	36,334	73,807	182,450

表8

令和6年度税証明取扱件数

戸籍住民課窓口			5年度
有料	無料	計	計
15,823	807	16,630	16,575

*有料：1件300円

*無料：生活保護受給者、障害者非課税の方及び年金の申請、児童育成手当申請、職業安定所への提出等の場合

*課税課、納税課、特別出張所、コンビニ交付分は課税課の頁を参照

表9

令和6年度本庁舎戸籍住民課窓口 夜間休日取扱件数

種 類	6年度	5年度	4年度
住民票発行	12,938	15,527	17,808
印鑑証明発行	4,149	4,682	5,652
戸籍届出の受付*	3,442	3,597	3,452
税証明書	2,650	2,401	3,108
現在戸籍証明	2,893	4,428	3,540
住民異動届 (受領のみ)	5,725	5,461	5,723
印鑑登録 (受領のみ)	1,368	1,386	1,313
計	33,165	37,482	40,596

*宿直室で受けた届出含む。

トピックス

戸籍氏名の振り仮名法制化について

令和5年6月2日に戸籍法の一部が改正されたことに伴い、戸籍の氏名に振り仮名を登載、戸籍の記載事項として公証されることとなりました。

本改正の施行日以降、本籍地となる各自治体から対象者に振り仮名の確認通知書を送付し、戸籍及び住民基本台帳へ振り仮名を記載します。

- (1) 実施時期 (法施行日)： 令和7年5月26日
- (2) 対象者： 大田区を本籍とする者 約65万人
- (3) 実施内容： 戸籍に記載しようとする仮の振り仮名を用いた通知を行い、当該本籍人の確認を経て振り仮名を戸籍に記載する。
- (4) スケジュール
 - 令和7年5月26日 法施行日 届出受付・審査後に振り仮名記載を開始
 - 令和7年7月 通知発送
 - 令和8年5月25日 振り仮名届出期限
 - 令和8年7月 (予定) 市区町村長による一括記載

表10
令和6年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

窓 口	戸 籍				住民基本台帳				印 鑑 登 録				計
	謄抄本	除籍謄抄本	受理証明等	小計	住民票等*1	広域交付	閲覧	小計	登録	廃止届出等	証明	小計	
戸籍住民課窓口	48,111	38,878	5,318	92,307	116,104	297	0	116,401	11,718	1,484	31,944	45,146	253,854
郵送請求	28,875	41,058	154	70,087	84,542	0	0	84,542	0	0	0	0	154,629
戸籍住民課小計	76,986	79,936	5,472	162,394	200,646	297	0	200,943	11,718	1,484	31,944	45,146	408,483
大森東	1,160	443	54	1,657	4,804	13	21	4,838	449	117	2,817	3,383	9,878
大森西	1,839	746	205	2,790	9,524	22	89	9,635	1,053	151	3,706	4,910	17,335
入新井	3,630	1,321	314	5,265	14,503	43	47	14,593	1,514	262	6,793	8,569	28,427
馬込	2,356	870	353	3,579	11,840	8	136	11,984	1,606	240	6,212	8,058	23,621
池上	1,969	804	82	2,855	7,252	18	53	7,323	700	170	4,283	5,153	15,331
新井宿	1,709	597	58	2,364	5,815	6	26	5,847	499	110	3,172	3,781	11,992
嶺町	2,283	682	126	3,091	7,771	2	26	7,799	793	140	4,758	5,691	16,581
田園調布	2,275	845	77	3,197	5,779	0	17	5,796	781	127	4,237	5,145	14,138
鶯の木	1,445	639	84	2,168	5,439	91	24	5,554	496	103	3,146	3,745	11,467
久が原	1,245	359	43	1,647	5,340	3	22	5,365	592	104	3,245	3,941	10,953
雪谷	2,373	611	64	3,048	9,115	12	49	9,176	1,067	195	5,850	7,112	19,336
千束	1,719	646	121	2,486	6,340	8	24	6,372	920	128	3,580	4,628	13,486
糞谷	1,839	610	104	2,553	8,096	8	38	8,142	729	174	3,892	4,795	15,490
羽田	1,583	727	148	2,458	6,875	27	52	6,954	661	122	3,295	4,078	13,490
六郷	3,058	984	176	4,218	12,437	20	43	12,500	1,066	263	6,227	7,556	24,274
矢口	1,403	487	53	1,943	5,274	8	62	5,344	590	144	3,219	3,953	11,240
蒲田西	1,509	716	52	2,277	7,427	5	101	7,533	496	101	2,837	3,434	13,244
蒲田東	1,899	970	52	2,921	7,112	15	55	7,182	581	103	2,000	2,684	12,787
特別出張所小計	35,294	13,057	2,166	50,517	140,743	309	885	141,937	14,593	2,754	73,269	90,616	283,070
計	112,280	92,993	7,638	212,911	341,389	606	885	342,880	26,311	4,238	105,213	135,762	691,553
コンビニ*2	22,875	-	-	22,875	132,286	-	-	132,286	-	-	65,210	65,210	220,371
令和5年度計	123,110	88,134	7,004	218,248	366,137	501	833	367,471	25,612	4,578	115,295	145,485	731,204
令和4年度計	148,014	88,134	7,004	243,152	486,854	501	833	488,188	25,612	4,578	172,175	202,365	933,705
令和3年度計	137,785	88,794	7,622	234,201	492,008	437	982	493,427	25,057	4,832	175,344	205,233	932,861

*1 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む。

*2 マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどから証明書の取得をした件数。

表11
マイナンバーカード交付

内 容	6年度	5年度	4年度	3年度	累計	交付率
本庁舎	37,099	45,068	64,213	64,504	368,110	—
マイナンバーカードセンター	7,967	10,474	17,468	17,006	78,489	—
特別出張所	21,887	30,486	49,414	38,965	184,526	—
合計	66,953	86,028	131,095	120,475	631,125	84.96%

*特別出張所での交付は、大森西・入新井・馬込・池上・嶺町・久が原・雪谷・千束・羽田・六郷・矢口・蒲田東特別出張所で実施（令和7年3月31日現在）

*累計は、マイナンバーカード交付の開始（平成28年1月1日）からの交付枚数である。

*交付率は、令和7年4月1日現在の人口（742,842人）に対する交付枚数率である。

表12

令和6年度郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等発行件数

種 類	6年度			5年度	4年度
	有料	無料	計	計	計
戸籍謄抄本	13,582	15,293	28,875	36,959	37,458
除・改籍謄抄本	19,733	21,325	41,058	51,180	50,852
受理証明等	113	41	154	137	150
住民票等*	48,917	35,625	84,542	87,625	84,410
転出証明書	-	1,545	1,545	1,570	2,954
計	82,345	73,829	156,174	177,471	175,824

* 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書及び住居表示実施証明書等を含む。

表13

国籍、年齢別外国人住民人員

国 籍		令和7年4月1日	令和6年4月1日	令和5年4月1日
1	中国	11,333	10,476	9,437
2	ネパール	4,262	3,227	2,605
3	韓国	3,568	3,460	3,276
4	ベトナム	3,056	2,602	2,056
5	フィリピン	3,045	2,898	2,696
6	ミャンマー	1,163	815	478
7	インドネシア	826	626	474
8	米国	755	712	675
9	タイ	538	486	456
10	インド	464	456	422
11	バングラデシュ	294	250	218
12	モンゴル	263	222	132
13	英国	251	223	219
14	ブラジル	238	223	228
15	ドイツ	221	211	202
16	スリランカ	221	168	111
17	朝鮮	202	218	218
18	フランス	200	195	172
19	マレーシア	169	168	151
20	ロシア	141	141	124
21	その他の国及び無国籍 (*1)	1,488	1,425	1,390
計	16歳未満 (*2)	2,807	2,494	2,345
	16歳以上	29,891	26,708	23,395
	計	32,698	29,202	25,740

*1 無国籍とは、法的にいずれの国の国籍を持っていない者を言う。

*2 入管法等により16歳を境に、制度上の分けがある。例として、16歳未満は在留カード等へ顔写真が掲載されないことや、在留カードの常時携帯義務がないことなど。

表14

おくやみコーナー利用実績

年度	利用件数
令和6年度	330件
令和5年度	250件
令和4年度	227件

(2) 課税課

◆令和7年度特別区税当初歳入予算額 84,965,041 千円 (区一般会計の24.1%)
(区一般会計歳入予算額 352,709,587 千円)

I 特別区民税・都民税(住民税)事務

特別区民税・都民税(住民税)とは

一般に市町村民税(東京23区においては特別区民税)と都道府県民税(東京都においては都民税)を合わせて「住民税」と呼ばれている。

特別区民税・都民税には、所得額に応じて課税する「所得割」と、すべての納税者に課税する「均等割」がある。なお、大田区内に住所がなくても、大田区内に事務所や事業所(店や工場)または家屋敷がある方には、均等割のみが課税される。

特別区民税・都民税は、区民税・都民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課方式により決定する。納税義務者に対し、その納めなければならない税額を決定し通知する。

◆令和7年度特別区民税歳入予算 79,471,178 千円

◆徴収方法

徴収方法は以下のとおり。なお、人数・件数については令和7年度当初数を記載している。

[特別徴収] 給与等の支払者が従業員等の給与等から差し引いて納入するもの(会社員の方)
・納税義務者数 330,185 人 ・特別徴収義務者数 71,547 件

5月13日税額通知書発送

(令和6年度当初319,983人、68,565件)

[普通徴収] 納税者本人が納付するもの(自営業の方など)

・納税義務者数 117,281 人

6月10日納税通知書発送

(令和6年度当初115,458人)

[年金特徴] 年金保険者が公的年金から差し引いて納入するもの

・納税義務者数 49,087 人 ・特別徴収義務者数 7 件

6月10日納税通知書発送

(令和6年度当初46,073人、7件)

◆課税事務の一年間の流れ

[特別徴収]	1月下旬~4月中旬	給与支払報告書に基づく賦課事務(特徴合算事務を含む)
	5月中旬	税額通知書発送
[普通徴収]	1月下旬~5月下旬	申告書(確定申告を含む)に基づく当初課税
	6月上旬	納税通知書発送
	6月~3月	各種調査、未申告対応等で各納期に合わせて行う賦課事務
		各月初旬に納税通知書発送(納期は6、8、10、1及び3月)
[年金特徴]	1月下旬~5月中旬	公的年金等支払報告書に基づく賦課事務
	6月上旬	納税通知書発送
	7月中旬	年金保険者へ税額通知書発送

<令和6年度特別区民税調定実績>

(単位：千円)

区分	均等割	所得割	計	うち退職分離分
現年度 普通徴収	315,757	18,610,297	18,926,054	
特別徴収 現年度課税分	768,140	45,738,601	46,506,741	868,246
前年度課税分	164,184	8,855,017	9,019,201	
特別徴収 合計	932,324	54,593,618	55,525,942	868,246
年金特徴 現年度課税分	100,728	1,208,398	1,309,126	
現年度合計	1,033,052	55,802,016	56,835,068	868,246
過年度	4,049	370,927	374,976	
合計	1,352,858	74,783,240	76,136,098	868,246

令和7年5月末現在

(譲渡所得、事業・雑所得に係る分離課税現年度所得割内訳)

(単位：千円)

区分	普通徴収	特別徴収	計
長期譲渡所得	2,134,741	96,379	2,231,120
短期譲渡所得	38,285	7,878	46,163
株式等に係る譲渡所得等	2,038,775	268,726	2,307,501
商品先物取引に係る雑所得等	101,117	14,410	115,527
上場株式等に係る配当所得	136,882	65,375	202,257
合計	4,449,800	452,768	4,902,568

令和7年5月末現在

II 軽自動車税（環境性能割）事務

軽自動車税（環境性能割）とは

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く。）を取得したときに課税される特別区税である。

令和元年10月1日より、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化した新たな軽自動車税のひとつとして、軽自動車税環境性能割（以下、環境性能割）が創設された。

◆令和7年度軽自動車税（環境性能割）予算額 33,077千円

◆賦課事務 当分の間、東京都が賦課徴収を行う。

納税義務者 : 三輪以上（特殊自動車を除く。）の軽自動車を取得した方（個人・法人）

賦課日 : 軽自動車を取得したとき

納税方法 : 軽自動車の新規検査や使用、移転等の届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会に納める。

<令和6年度環境性能割調定実績>

調定額： 28,882,200円 件数： 1,295件

Ⅲ 軽自動車税（種別割）事務

軽自動車税（種別割）とは

毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有する方にかかる税。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力等の区分により、1台当たりの年税額で決められている。

※自動車税（種別割）と異なり、税額の月割はしていない。

◆令和7年度軽自動車税（種別割）予算額 365,921千円

- ◆業務 ○軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務を行う。
（125cc超のオートバイ、三輪及び四輪の軽自動車の台帳作成を含む）
- 排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車等に関する事務を行う。
- 東京運輸支局、軽自動車検査協会へ登録・廃車等の調査確認を行う。

◆登録・廃車事務

- ・排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車・変更事務を行う。
- ・排気量125ccを超えるオートバイは、東京運輸支局へ登録・廃車等の調査確認を行う。
- ・排気量660cc以下の軽四輪は、軽自動車検査情報区市町村提供システムを使用して登録・廃車等の調査確認を行う。

[申請受付窓口]

- ・登録 課税課
- ・廃車 課税課、特別出張所

[郵送]

- ・廃車のみ 課税課

◆賦課事務

- 納税義務者 : 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者
- 賦課期日 : 4月1日
- 当初納税通知書発送 : 5月中旬
- 当初納付期限 : 5月31日

<令和7年度当初 課税台数>

賦課期日4月1日現在	課税台数
原動機付自転車	24,143件
小型特殊自動車	3,478件
軽自動車	44,156件
計	71,777件

<令和6年度原動機付自転車、小型特殊自動車受付実績>

登録	3,825 件	
変更	135 件	
廃車	3,470 件	(うち特別出張所 626 件)
合計	7,430 件	

<令和6年度車種別調定実績> 令和7年5月末現在

種類	調定額：円	件数
原動機付自転車	54,351,300	24,395
小型特殊自動車	20,389,200	3,473
軽自動車	284,261,000	43,245
合計	359,001,500	71,113

◆ご当地ナンバープレート

大田区では平成28年度から原動機付自転車のご当地ナンバープレートの交付をスタートさせている。現在従来型のナンバープレートを交付されている方も、希望する場合はご当地ナンバープレートへの交換ができる。

[対象車種]

①原動機付自転車第一種
排気量 50cc 以下
(白色ナンバー)

②原動機付自転車第二種乙
排気量 90cc 以下
(薄黄色ナンバー)

③原動機付自転車第二種甲
排気量 125cc 以下
(薄桃色ナンバー)



[手数料] 無料

ただし、ご当地ナンバープレートへの交換を希望する方で、現在交付を受けている従来型プレートの返却が出来ない場合は、弁償金として200円がかかる。

IV 特別区たばこ税事務

たばこ税とは

たばこには、特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税等がかけられている。これらの税金は、すべてたばこの定価に含まれているので、たばこの購入者は、同時に税金も払っていることになる。特別区たばこ税は、区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まる。

◆令和7年度特別区たばこ税予算額 5,040,509千円（現年売渡見込 769,308千本）

- ◆業務
- 特別区たばこ税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。
 - 特別区たばこ税に関する統計、たばこ組合との連携・調整を行う。
 - たばこ販売促進事業との一環として、促進販売物品の作成を行う。

◆税率等

課税標準	売渡本数	
税率	従量割	
税額	1,000本につき	6,552円（令和3年10月分から）

<令和6年度実績>

課税標準（売渡本数）	令和7年5月末現在
本数：本	調定額：円
777,440,097	5,093,787,476

※課税標準は本法課税分の本数であり手持品課税は含まない。調定額には手持品課税分を含む。

※令和元年10月分から旧3級品と旧3級品以外の税率が同税率になった。

V 入湯税事務

入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に活用される。

◆令和7年度入湯税予算額 54,354千円

- ◆業務
- 入湯税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。

◆納税義務者

鉱泉浴場を利用する入湯客。

入湯税の納付方法は、区が指定する特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が入湯客から税金を徴収し、毎月、大田区に申告した上で納めている。

◆税率等

課税標準 : 入湯客数
税率 : 1日1人あたり150円
税額 : 入湯客数×税率

◆課税免除

次に該当する場合は、入湯税が免除されます。

- ・年齢12歳未満の者
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ・専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金以下で入湯する者
(規則で定める利用料金 1,200円)

<令和6年度調定実績> 令和7年5月末現在

調定金額(円)	入湯客(人)
57,600,300	384,002

<大田区の入湯税該当施設> (令和7年4月1日現在)
3施設

VI 税証明発行事務

◆令和7年度予算額 13,790千円

- ◆業務
- 窓口での証明書の発行に関すること
 - 郵送による証明書発行に関すること

◆証明可能年度

請求する日の属する年度の前5年度分まで

<例 令和7年7月に発行 ⇒ 令和7年度～令和2年度まで証明可能>

※コンビニ交付機等については、直近3年度分

◆新年度証明発行開始時期

- ・特別徴収 5月13日頃 <税額通知書発送日>
- ・普通徴収 6月10日頃 <納税通知書発送日>
- ・軽自動車税 5月12日頃 <納税通知書発送日>

※コンビニ交付機等については、納税証明書及び被扶養者の課税(非課税)証明は、普通徴収の開始時期と同日となる。

◆発行窓口

大田区役所 1階 戸籍住民窓口
〃 4階 課税課
〃 4階 納税課(納税証明のみ)
特別出張所 区内18か所

[区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方のみ]

コンビニ交付機、本庁舎1階交付機、特別出張所交付機(蒲田西特別出張所を除く)、
大田区マイナンバーカードセンター交付機

※いずれも、軽自動車税の納税証明書は発行不可

◆証明手数料

発行場所	手数料
・窓口発行	1件につき 300 円
・コンビニ交付機 ・本庁舎 1 階交付機 ・特別出張所交付機（蒲田西特別出張所を除く）	1件につき 250 円

◆手数料の減免（コンビニ交付機等を除く）

- ・国、地方公共団体からの申請
- ・生活保護法により保護を受けるもの
- ・事務手数料納付の資力がないと認められるもの
- ・軽自動車税の継続検査用納税証明書
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、官公署等の貸付等の各種申請等の手続に使用するもの

◆郵送請求

郵便請求による課税（非課税）証明書等の交付を行う

請求先 〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所課税課

<令和 6 年度実績> 有料件数

窓口交付分	課税課分	21,440 件 (6,432,000 円)
	納税課分	866 件 (259,800 円)
	戸籍住民課・出張所分	51,982 件 (15,594,600 円)
コンビニ交付機等		33,497 件 (8,374,250 円)

Ⅶ 減免に関する事務（特別区民税・都民税ならびに軽自動車税（種別割））

天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別な事情がある者に限り、納期限前の税額について減免されることがある。

◆特別区民税・都民税の減免

<令和 6 年度実績>	減免（特別区民税・都民税）
	件数 125 件
	減免金額 8,716,500 円

◆軽自動車税（種別割）の減免

<令和 6 年度実績>	減免（軽自動車税（種別割））
	件数 380 件
	減免金額 3,072,100 円

VIII その他の事務

■税制及び統計に関する事務（条例改正、課税状況等の調等）

■歳入（区税収入）、歳出予算および決算に関する事務

■臨時運行許可事務（仮ナンバー）

臨時運行許可制度とは

自動車を道路で運行するためには、自動車の登録・検査を受けていることが必要である。しかし、車検切れの車両や登録されていない車両を継続検査、新規登録するために運輸支局へ運行するなど、道路運送車両法第35条に定められた目的に限って自動車の一時的な運行許可を与えるのが臨時運行許可制度である。

◆業務 許可証の交付と番号標（仮ナンバー）の貸与

◆令和7年度予算額 1,950千円（手数料750円/件）

<令和6年度実績>

2,375件（1,781,250円）

■標識弁償に係る事務

弁償金とは

交付済の標識をき損、亡失等した場合は、弁償金を徴収する。

◆令和7年度予算額 33千円

（原動機付自転車標識弁償金	200円/件）
（臨時運行標識弁償金（四輪車）	1,600円/件）
（臨時運行標識弁償金（二輪車）	1,500円/件）

◆金額

・原動機付自転車標識弁償金	200円
・臨時運行標識弁償金	（四輪車）1,600円 ※2枚1組
	（二輪車）1,500円

<令和6年度実績>

152件（原動機付自転車	30,400円）
2件（臨時運行標識弁償金	3,100円）

■「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」への区長賞授与

税務関係団体における租税教育を推進する事業として、例年、小学生を対象に、法人会では「税に関する絵はがきコンクール」、間税会では「税の標語」の募集を実施している。区内のこれらの団体（大森法人会、雪谷法人会、蒲田法人会、大森間税会、雪谷間税会、蒲田間税会）より、多くの子どもたちが意欲的に応募いただけるよう、区長賞創設の要望があり、区長賞を例年授与している。受賞者には各団体を通して、表彰状を渡している。

IX 参 考

特別区民税・都民税（住民税）の主な改正点

令和7年度の主な改正点

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の変更	<p>当該該当者の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、個人住民税においても控除限度額の範囲内で控除されます。その控除限度額に変更はありませんが、所得税における住宅ローン控除が以下のとおり変更されました。</p> <p>借入限度額について、子育て世帯（19歳未満の子を有する世帯）または、若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和6年に入居する場合は、令和4・5年入居の場合の水準が維持されます。</p> <p>また、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日までに延長されます。</p>
令和7年度個人住民税の定額減税	<p>令和7年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者で、令和6年12月31日現在、「控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（※）」（国外居住者を除く。）を有する方に対して、1万円を納税義務者の所得割額から控除します。（均等割額及び森林環境税額からは控除しません。）</p> <p>（※）前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の方</p>

トピックス

○定額減税補足給付金（調整給付）給付事業（新規）

- ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により個人住民税の定額減税の実施に伴い、定額減税しきれないと見込まれる世帯に対し、定額減税を補足する給付（当初調整給付）を令和6年度に行ったが、令和6年度調整給付額に不足が生じる対象者等に令和7年度不足額給付金として給付を実施します。
- ・支給額は原則4万円（一部対象者は3万円）ですが、既に支給した当初調整給付額が、令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額より定額減税可能額を差し引いた額に満たない場合、その不足額（1万円単位で切り上げ）を支給します。
- ・支給対象者は下記に該当する方です。
 - 1 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方。
 - 2 その他、定額減税対象外であり、かつ非課税世帯等給付金事業の非該当の方。

特別区民税（現年度分） 予算・調定・収入歩合・納税義務者数推移

（平成20年度～令和5年度）

		20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)
予算額 (千円)	普通徴収	21,414,523	21,433,108	19,353,856	17,199,278	16,226,089	15,903,411	17,850,760	17,380,177
	特別徴収	43,544,100	43,290,169	40,285,356	41,221,254	42,162,951	42,927,927	44,388,466	45,489,039
	計	64,958,623	64,723,277	59,639,212	58,420,532	58,389,040	58,831,338	62,239,226	62,869,216
	(増減率)	1.77%	△ 0.36%	△ 7.86%	△ 2.04%	△ 0.05%	0.76%	5.79%	1.01%
調定額 (千円)	普通徴収	23,714,914	23,162,149	20,020,250	18,707,509	17,647,897	17,863,027	19,600,626	18,714,796
	特別徴収	44,369,750	44,676,938	41,805,657	41,339,769	43,180,889	43,624,829	44,607,274	46,491,252
	計	68,084,664	67,839,087	61,825,907	60,047,278	60,828,786	61,487,856	64,207,900	65,206,048
	(増減率)	3.11%	△ 0.36%	△ 8.86%	△ 2.88%	1.30%	1.08%	4.42%	1.55%
収入額 (千円)	普通徴収	21,802,518	21,301,174	18,438,690	17,283,227	16,461,728	16,866,384	18,738,278	18,020,773
	特別徴収	44,177,911	44,492,283	41,639,976	41,219,837	43,090,804	43,398,589	44,549,128	46,446,787
	計	65,980,429	65,793,457	60,078,666	58,503,064	59,552,532	60,264,973	63,287,406	64,467,560
	(増減率)	2.86%	△ 0.28%	△ 8.69%	△ 2.62%	1.79%	1.20%	5.02%	1.86%
収入歩合 (%)	普通徴収	91.94%	91.97%	92.10%	92.39%	93.28%	94.42%	95.60%	96.29%
	特別徴収	99.57%	99.59%	99.60%	99.71%	99.79%	99.48%	99.87%	99.90%
	計	96.91%	96.98%	97.17%	97.43%	97.90%	98.01%	98.57%	98.87%
	(増減率)	△ 0.23%	0.08%	0.19%	0.25%	0.47%	0.11%	0.56%	0.30%
納税義務者 (人)	普通徴収	151,699	152,866	149,161	108,375	108,090	108,241	107,476	102,325
	特別徴収	221,331	224,482	223,814	260,875	262,202	266,293	273,370	285,103
	計	373,030	377,348	372,975	369,250	370,292	374,534	380,846	387,428
	(増減率)	1.91%	1.16%	△ 1.16%	△ 1.00%	0.28%	1.15%	1.69%	1.73%
納税義務者一人当たり負担額		177	174	161	158	161	161	166	166
		28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
予算額 (千円)	普通徴収	17,226,486	16,728,859	16,847,580	17,573,699	16,926,493	17,463,756	17,752,116	17,937,359
	特別徴収	46,984,183	50,034,433	51,716,859	53,636,706	55,167,088	54,419,262	54,830,950	56,572,278
	計	64,210,669	66,763,292	68,564,439	71,210,405	72,093,581	71,883,018	72,583,066	74,509,637
	(増減率)	2.13%	3.98%	2.70%	3.86%	1.24%	△ 0.29%	0.97%	2.65%
調定額 (千円)	普通徴収	18,844,928	17,781,955	17,678,965	18,533,064	17,906,216	18,125,239	18,545,663	18,634,127
	特別徴収	47,998,455	50,231,484	52,011,286	53,617,884	55,402,023	54,705,373	55,220,583	57,078,681
	計	66,843,383	68,013,439	69,690,251	72,150,948	73,308,239	72,830,612	73,766,246	75,712,808
	(増減率)	2.51%	1.75%	2.47%	3.53%	1.60%	△ 0.65%	1.28%	2.64%
収入額 (千円)	普通徴収	18,275,954	17,308,573	17,160,708	17,975,114	17,411,207	17,727,321	18,116,938	18,187,910
	特別徴収	47,960,928	50,192,012	51,973,405	53,562,110	55,341,839	54,665,806	55,174,788	57,028,609
	計	66,236,882	67,500,585	69,134,113	71,537,224	72,753,046	72,393,127	73,291,726	75,216,519
	(増減率)	2.74%	1.91%	2.42%	3.48%	1.70%	△ 0.49%	1.24%	2.63%
収入歩合 (%)	普通徴収	96.98%	97.34%	97.07%	96.99%	97.24%	97.80%	97.69%	97.61%
	特別徴収	99.92%	99.92%	99.93%	99.90%	99.89%	99.93%	99.92%	99.91%
	計	99.09%	99.25%	99.20%	99.15%	99.24%	99.40%	99.36%	99.34%
	(増減率)	0.23%	0.15%	△ 0.05%	△ 0.05%	0.09%	0.16%	△ 0.04%	△ 0.02%
納税義務者 (人)	普通徴収	96,658	85,061	85,314	84,617	83,780	80,692	80,544	81,610
	特別徴収	298,879	318,531	327,810	337,296	345,550	349,659	349,589	352,749
	計	395,537	403,592	413,124	421,913	429,330	430,351	430,133	434,359
	(増減率)	2.09%	2.04%	2.36%	2.13%	1.76%	0.24%	△ 0.05%	0.98%
納税義務者一人当たり負担額		167	167	167	170	169	168	170	173
<p>※納税義務者数は毎年総務省が行っている「課税状況等の調」に拠る7月1日現在の人数です。 調定額、収入額は決算額です。 ※普通徴収の納税義務者は、便宜的に、全体から特別徴収の納税義務者数を差し引いたものとしています。 ※平成23年度以降の特別徴収には、年金特徴分も含まれます。</p>									

(3) 納税課

I 収納事務

◆納付機会の拡充・利便性向上

(1) キャッシュレス納付の促進

スマートフォン等を利用したネットバンキングやクレジットカードによる納付が可能である。

	共通納税	クレジットカード	スマートフォン決済
種別	地方税お支払サイト	モバイルレジ	au PAY (請求書支払い) d払い 請求書払い FamiPay 請求書支払い J-Coin 請求書払い PayB PayPay 請求書払い 楽天銀行コンビニ支払サービス 楽天ペイ (請求書払い)
納付方法	地方税お支払サイトへアクセスし、納付書に記載のeL-QRコードを読み取りまたはeL番号を入力して決済	モバイルレジアプリサイトで決済	各アプリで決済
決済手数料	なし(※1)	あり	なし
領収書	なし	なし	なし

※1…支払方法でクレジットカード決済利用など、一部手数料がかかる場合があります。

(2) 口座振替制度の促進

- ・納付交渉時や納付案内センターによる納付勧奨におけるご案内、納税通知に口座振替依頼書を同封するなど、機会を捉えて口座振替納付を勧奨する。
- ・モバイルレジ口座振替受付サービスについても区報等によりPRを進める。
- ・税週間や納付期限に合わせた懸垂幕・横断幕の掲出(本庁舎等)、区設掲示板へのポスター掲出など、計画的かつ積極的な広報活動を推進する。

口座振替登録状況(普通徴収)

	利用率(6年度)	登録者数(7年3月末)	登録者数(6年3月末)
特別区民税	39.78%	45,928人	52,719人
軽自動車税	3.81%	1,833人	1,842人

◆納付相談

- ・納期限までに納税できない方に対して、徴収猶予や分割納付などの納税方法や生活支援機関についてご案内するなど、納税者の生活状況を丁寧に聴取し、細やかな納付相談を行う。
- ・納付案内センターによる納付勧奨を実施する。
- ・夜間の時間帯及び休日に窓口を開設し、納付相談体制の充実を図る。

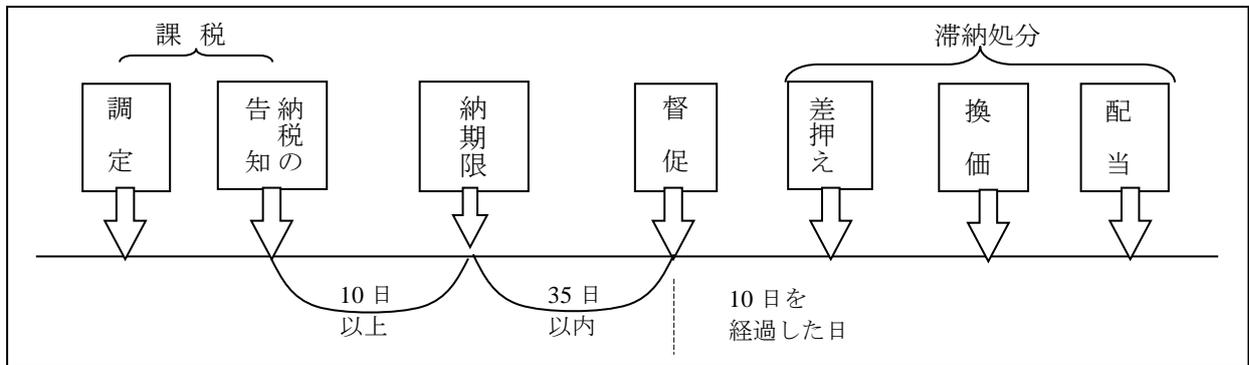
<夜間、休日の納付相談窓口>

夜間納付相談窓口：原則、毎月第2・第4木曜日(6月期は第3木曜日も実施) / 25回(年)
休日納付相談窓口：10月期～3月期の第3日曜日 / 6回(年)

◆滞納対策

- ・滞納している方の納付資力の判定や滞納処分執行のため、財産調査を実施する。調査等により生活状況や納付資力を判断し、納付困難者については執行停止を行う。財産判明した場合で、完納見込みの無い案件、納付の意思が確認できない案件については、差押等の滞納処分を実施する。

<滞納処分概略図>



II 納税意識の啓発

(1) 税務団体との連携

- ・「税を考える週間」（11月11日～17日）に合わせて、大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が作成した懸垂幕及び横断幕を本庁舎、地域庁舎、特別出張所へ掲示
- ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会、都税事務所と連携し、キャッシュレス納付、口座振替推進の街頭活動(チラシ等配布)を実施
- ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が各税務署、都税事務所、区と協力して作成した税の広報ポスターを区設掲示板等へ掲示

※納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき税の円滑な納付を目的として組織された団体。全国規模で連合会が組織され、区内では税務署（大森・雪谷・蒲田）管内に各納税貯蓄組合連合会がある。税の期限内納付に向けた取組み・啓発活動の他、租税教育の推進を行っている。

(2) 税のパネル展の開催

「税を考える週間」に合わせて、税のパネル展を開催する。中学生の「税についての作文」優秀作品や税を分かりやすく説明するパネルの掲示、税情報コーナーの設置等を実施する。令和6年度はグランデュオ蒲田の東西連絡通路で開催した。

※「税についての作文」とは、納税貯蓄組合連合会及び税務署が、中学生の租税教育の一環として、区内中学校を対象に「税についての作文」を募集し、優秀作品を表彰する事業。大田区においては、区長賞を選定・表彰している。令和6年度は合計3,443編が集まり、そのうち3作品が区長賞に選ばれた。

(3) 小学生・中学生向け税のガイド「わかる!くらしとつながる税」の作成

租税教育の一環として、小学生・中学生向けに「税とは何か」「税の使いみち」などの項目別に説明した冊子を作成した。大田区ホームページ等で広く周知していく。

Ⅲ 特別区民税の収納状況

◆令和7年度 特別区民税予算

区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
現年課税分	79,900,668	78,988,429	98.86
滞納繰越分	899,014	482,749	53.70
合計	80,799,682	79,471,178	98.36

◆特別区民税調定・収納の推移（収納実績）

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
2	現年課税分	73,600,386	73,001,922	99.19
	滞納繰越分	878,481	546,943	62.26
	合計	74,478,867	73,548,865	98.75
3	現年課税分	73,083,136	72,598,260	99.34
	滞納繰越分	854,228	523,457	61.28
	合計	73,937,365	73,121,717	98.90
4	現年課税分	74,134,990	73,609,953	99.29
	滞納繰越分	749,915	453,674	60.50
	合計	74,884,905	74,063,628	98.90
5	現年課税分	76,082,733	75,530,393	99.27
	滞納繰越分	766,631	438,681	57.22
	合計	76,849,364	75,969,074	98.85
6	現年課税分	76,136,097	75,580,962	99.27
	滞納繰越分	820,358	466,101	56.82
	合計	76,956,456	76,047,063	98.82

※令和7年5月末現在

(4) 国保年金課

I 管理事務

◆国民健康保険運営協議会

令和7年度予算額：807千円 令和6年度支出額：699千円

国民健康保険の運営に関する重要事項に関して、区市町村長の諮問に対して審議する付属機関である。

<内容>

- 委員の構成
被保険者代表 7 (7) 人
保険医・保険薬剤師代表 7 (7) 人
公益代表 7 (7) 人
被用者保険等保険者代表 3 (3) 人 計24 (24) 人、() 内は定数
- 委員の任期 3年
- 委員の報酬 1回出席につき 15,000円

<令和6年度実績>

2回開催 (令和6年8月3日、令和7年2月22日)

◆趣旨普及活動

令和7年度予算額：5,555千円 令和6年度支出額：4,871千円

国民健康保険制度の仕組み・内容・届出等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<内容>

- おおたの国保 (制度全般の解説) 納入通知発送時及び加入時に同封
- みんなの国保 (各種手続きに関する説明等) 一斉更新時に同封
- 外国人向ガイドブック (英語)

<令和6年度実績>

- おおたの国保 (制度全般の解説) 134,000部
- 外国人向ガイドブック (英語) 3,000部

◆国民健康保険事業費納付金

令和7年度予算額：20,235,321千円 令和6年度支出額：22,357,713千円

国保制度改革により東京都が国保財政運営の責任主体となったことに伴い、保険給付に必要な費用は全額東京都が負担することとなった。東京都は、このために必要な費用に充てるため、区市町村の医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を算定し、区はこれを納付する。

<内容>

- 医療分納付金額 13,889,075,000円
- 後期高齢者支援金等分納付金額 4,640,453,000円
- 介護納付金分納付金額 1,705,793,000円

II 国保保健事業担当事務

◆保健推進事業

令和7年度予算額：20,631千円 令和6年度支出額：15,831千円

国民健康保険の医療費適正化及び被保険者の健康保持増進に資する取組を行う。

※令和7年度の組織改正により、保健推進事業のうち、データヘルス計画の保健事業の所管は、健康政策部健康づくり課に移管。

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<令和6年度実績>

- 医療費通知関連委託 97,196通
- はり、きゅう、マッサージ割引券 895件
- 柔整適正化被保険者アンケート発送数 1,023件、回収数 687件

◆特定健康診査等事業 ※令和7年度の組織改正により、健康政策部健康づくり課に移管

III 国保資格事務

◆被保険者の資格管理並びに資格確認書及び資格情報のお知らせ交付事務

国民健康保険被保険者の疾病・負傷・出産及び死亡等における国保事業の適正円滑な運営のために、資格取得・喪失、資格確認書、資格情報のお知らせの交付等各種届出を受け、処理し、国民健康保険被保険者の資格の管理を行う。併せて国民健康保険事業の基礎資料のため各種統計を作成している。

<対象>区内に住所を有する者は、国保法第6条の適用除外（社保加入等）に該当しない限り本人の意思に関わりなく被保険者となる。（強制適用）

<内容>

- 資格確認書と資格情報のお知らせ、高齢受給者証を交付する。
 - <資格取得> 転入・出生・社保離脱・生活保護廃止・その他（職権回復等）
 - <資格喪失> 転出・死亡・社保加入・生活保護開始・その他（職権消除等）

<令和6年度実績>

- 資格取得 31,666人 資格喪失 36,296人
- 世帯数・被保険者数等（令和6年度平均）
 - 世帯数 85,201世帯
 - 被保険者数112,569人（一般被保険者数112,569人、退職被保険者数0人）
- 保険料の均等割軽減者数（令和6年5月24日現在）
 - 7割軽減・・・ 25,114人
 - 5割軽減・・・ 11,493人
 - 2割軽減・・・ 9,845人
 - 未就学児5割軽減・・・ 1,914人

◆国民健康保険料の賦課

平成30年度の制度改革により、東京都が、都内すべての医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村ごとに請求するとともに、区市町村がこの納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を示すことになった。区では、標準保険料率を参考に保険料率を決定する。

<内容>

$$\text{令和7年度国民健康保険料} = \underbrace{\text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分}}_{\text{(すべての世帯)}} + \text{介護分} \quad \text{(40歳～64歳の加入者がいる世帯)}$$

区分毎の額	=	所得割額	+	均等割額
医療分 (限度額66万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の6年中所得額－43万円) ×7.71%	+	世帯の国保加入者数 ×47,300円
後期高齢者 支援金分 (限度額26万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の6年中所得額－43万円) ×2.69%	+	世帯の国保加入者数 ×16,800円
介護分 (限度額17万円)	=	世帯の40～64歳の国保加入者分 (加入者の6年中所得額－43万円) ×2.25%	+	世帯の国保加入者数 ×16,600円

IV 国保給付事務

◆療養の給付等

令和7年度予算額：35,874,322千円 令和6年度支出額：35,391,675千円

被保険者に係る疾病及び負傷に対し、国民健康保険法に基づく療養の給付を行う。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>

- 療養給付費 被保険者が疾病・負傷で治療したとき、医療機関で一部負担金を支払い、残りは現物給付を行う。
- 療養費 保険証不携帯等のやむを得ない理由で療養給付費の現物給付が受けられなかったときや、コルセット・接骨等に係る費用などについて、請求に基づき現金給付を行う。
- 審査支払手数料 診療報酬明細書の審査及び医療機関への支払等に係る処理について、東京都国民健康保険団体連合会に委託し行う。

<令和6年度実績>

- 療養給付費 2,073,435件 34,694,298,095円
- 療養費 63,590件 535,408,813円
- 審査支払手数料 2,150,760件 161,968,097円

◆高額療養費

令和7年度予算額：5,537,157千円 令和6年度支出額：5,410,266千円

被保険者が医療機関等にかかり、1か月の自己負担金の額が1人につき一定額を超えるときなどは、その超えた分を高額療養費として支給する。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>同じ人が同じ医療機関で、1か月に支払った自己負担金が限度額を超えた場合、その超過分を支給する。

[多数該当] 同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合は、限度額が変わる。

[特定疾病] 血友病、HIV感染症、人工透析で治療を受けた場合、1か月の自己負担額は1万円又は2万円になる。

[合算対象基準額] 同じ世帯で、同じ月内に1医療機関で自己負担額が21,000円を超える場合が複数あるときは、これらを合算し、世帯の限度額を超えたとき支給する。

<令和6年度実績>

○ 支給件数 94,575件 5,410,266,032円

◆高額介護合算療養費

令和7年度予算額：6,766千円 令和6年度支出額：6,081千円

国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合に超えた分について「高額介護合算療養費」を支給する。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合

<内容>国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合、超過分を支給する。

<令和6年度実績>

○ 支給件数 240件 6,081,441円

◆その他の保険給付

令和7年度予算額：266,802千円 令和6年度支出額：255,221千円

□ 移送費

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

□ 結核・精神医療給付費付加給付

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の適用を受ける者のうち非課税者又は非課税世帯

結核・精神医療該当者 2,739人（令和7年3月末現在）

□ 出産育児一時金

<負担割合>保険料、区

<対象>大田区国民健康保険の被保険者が出産した場合、世帯主に支給（妊娠85日以上）
一件あたりの支給額 500,000円

□ 葬祭費

<負担割合>保険料

<対象>被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に支給 70,000円

<令和6年度実績>

○ 移送費	1件	148,500円
○ 結核・精神医療給付費付加給付	47,088件	56,073,171円
○ 出産育児一時金	296件	148,109,687円
○ 葬祭費	727件	50,890,000円

V 国保料収納事務

◆令和7年度国民健康保険料予算

区分	調定額：千円	収入見込額：千円	収納率%
現年分	16,192,889	14,529,121	89.73
滞納繰越分	2,883,861	865,235	30.00
合計	19,076,750	15,394,356	80.70

◆国民健康保険料調定・収納の推移

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
2	現年分	16,848,584	15,123,916	89.76
	滞納繰越分	3,460,124	1,079,216	31.19
	合計	20,308,709	16,203,132	79.78
3	現年分	16,669,706	14,814,383	88.87
	滞納繰越分	3,450,832	1,152,881	33.41
	合計	20,120,538	15,967,265	79.36
4	現年分	16,573,994	14,888,189	89.83
	滞納繰越分	3,093,204	911,158	29.46
	合計	19,667,199	15,799,348	80.33
5	現年分	15,888,188	14,343,949	90.28
	滞納繰越分	3,066,476	903,866	29.48
	合計	18,954,665	15,247,815	80.44
6	現年分	17,540,223	15,768,289	89.90
	滞納繰越分	2,935,524	816,539	27.82
	合計	20,475,747	16,584,828	81.00

◆収納対策

収納率向上のため、被保険者に対して多様な納付機会を提供し、期限内納付の強化を図る。また、1回の納め忘れを連続滞納とさせないために早期納付勧奨を積極的に進めるとともに、納付率の高い口座振替の促進を図る。

滞納者に対しては丁寧な納付相談を行い、滞納整理を進める。支払い能力がありながら支払いのない滞納者に対しては、財産調査を徹底し、適正に差押えを実施する等、組織的に対応していく。

(1) 期限内納付の促進

- ①マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替登録の広報を強化する。また、委託事業者を活用し、口座振替勧奨を実施し納期内納付の強化を図る。口座振替全期前納払いを向上させる。
- ②口座振替推進キャンペーンを実施して、原則口座振替制を推進する。
- ③区役所、特別出張所、金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店等の納付窓口や口座振替、年金特別徴収またはスマートフォンを利用したモバイルレジ（インターネットバンキング、クレジット収納）、キャッシュレス決済等、多様な納付機会を提供する。

(2) 滞納整理の強化

- ①月次計画を策定し、財産調査や差押処分の進捗を把握し結果を分析しながら、滞納整理の進行管理を徹底する。
- ②納付案内センターによる納付勧奨・調査等においては平日の他に夜間勧奨・休日勧奨（月4回）を実施し、現年度分の早期納付勧奨を強化する。
- ③納付相談の機会を増やすため、夜間（月2回）・休日窓口（年3回）を開設する。
- ④保険料滞納世帯に対して、財産調査を速やかに実施する。
- ⑤外国人区民に対しても、通訳タブレットの利用等により納付相談の向上を図る。

(3) 納付案内センターを活用して居住確認を実施し、資格の適正化を図る。

- (4) 遠隔地等状況調査業務委託を令和5年度から実施し、職員が訪問できない遠隔地の滞納者宅を訪問し、納付勧奨及び居住確認を行う。

VI 後期高齢者医療資格事務

◆後期高齢者医療制度

令和7年度予算額：155,318千円	令和6年度支出額：139,092千円
--------------------	--------------------

○ 後期高齢者医療被保険者数（大田区 91,587人 令和7年3月31日現在）

- (1) 75歳以上被保険者数 91,402人
- (2) 障害認定被保険者数 185人
 - (再掲) 1割負担被保険者数 56,597人
 - 2割負担被保険者数 20,467人
 - 3割負担被保険者数 14,522人

負担区分が未判定の被保険者については、負担区分割合別の人数に集計されません。

後期高齢者医療保険料は、広域連合で決定する。

徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

○ 保険料の均等割軽減者数（令和6年7月1日現在）

- 7割軽減・・・ 33,568人
- 5割軽減・・・ 9,497人
- 2割軽減・・・ 9,972人

徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

- 普通徴収被保険者数 24,228人 (令和6年7月1日現在)
- 特別徴収被保険者数 66,867人 (令和6年7月1日現在)

被保険者の希望により、保険料の納め方を、年金から保険料が差し引かれる特別徴収から、普通徴収(口座振替)に変更している。

- 4月からの特別徴収から口座振替への切替者数 6人
- 6月からの特別徴収から口座振替への切替者数 1人
- 8月からの特別徴収から口座振替への切替者数 8人
- 10月からの特別徴収から口座振替への切替者数 213人
- 12月からの特別徴収から口座振替への切替者数 21人
- 2月からの特別徴収から口座振替への切替者数 13人

◆後期高齢者制度の広報

令和7年度予算額：1,232千円	令和6年度支出額：1,232千円
------------------	------------------

<内容>後期高齢者医療制度の仕組み・内容等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<令和6年度実績>

- 後期高齢者医療制度かんたんガイド(制度全般の解説) 8,000部

Ⅶ 後期高齢者医療給付事務

□ 療養の給付

<内容>

- 療養費 医師の指示によるコルセット等の作製費用、はり・きゅう、あんま、接骨に係る費用、資格確認書等の不携帯等での実費返還などについて、申請に基づき支給する。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 高額療養費の支給

<内容>1か月に支払った医療費の自己負担金が予め設定された限度額を越えた場合、その超過分を高額療養費として支給する。

[自己負担限度額](平成30年8月診療分から)

- 一般(1割)非課税世帯 区分Ⅰ 外来のみ8,000円、入院した月15,000円(外来+入院)
- 一般(1割)非課税世帯 区分Ⅱ 外来のみ8,000円、入院した月24,600円(外来+入院)

- 一般(1割) 外来のみ18,000円、入院した月57,600円(外来+入院)

※毎年8月1日～翌年7月31日の計算期間のうち、外来の自己負担額を合算し、

144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。

※入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

- 2割負担者

(令和7年9月30日まで)

外来のみ18,000円または(6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%の低い方を適用)入院した月57,600円(外来+入院)

(令和7年10月1日から)

外来のみ18,000円、入院した月57,600円(外来+入院)

※毎年8月1日～翌年7月31日の計算期間のうち、外来の自己負担額を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。

※入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

※令和4年10月1日～令和7年9月30日までの3年間、負担軽減(配慮措置)適用

○ 3割負担者

現役Ⅲ 252,600円(外来+入院)

※入院+外来の医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。

また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は140,100円となる。

現役Ⅱ 167,400円(外来+入院)

※入院+外来の医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。

また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は93,000円となる。

現役Ⅰ 80,100円(外来+入院)

※入院+外来の医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。

また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 医療費の窓口負担が軽減される制度

<内容>

○ マイナ保険証または限度区分を記載した資格確認書を提示することで、窓口での自己負担額が限度額までとなる。

区分Ⅰ、区分Ⅱの被保険者 自己負担額及び入院した場合の食事代に適用

現役Ⅰ、現役Ⅱの被保険者 自己負担額に適用

○ 特定疾病療養受療証 発行件数 201件

厚生労働大臣が指定する特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全・先天性血液凝固因子障害の一部・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)で治療を受けた場合、保健医療機関等ごとに1か月の自己負担額が10,000円までとなる。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の新規交付は令和6年12月1日で終了

□ 高額介護合算療養費の支給

<内容>医療保険(後期高齢者医療制度)と介護保険の両方の自己負担額の合計額が1年間(8月1日～翌年7月31日)に著しく高額になった場合、医療保険上の世帯単位において医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合、その超えた額を支給する。

[合算する場合の基準額]

○ 3割負担者

現役Ⅲ 2,120,000円

現役Ⅱ 1,410,000円

現役Ⅰ 670,000円

- 一般(1割・2割) 560,000円
- 区分Ⅱ 310,000円
- 区分Ⅰ 190,000円

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

◆葬祭費の支給

令和7年度予算額：369,076千円	令和6年度支出額：358,752千円
--------------------	--------------------

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に70,000円の葬祭費を支給する。

<令和6年度実績>

葬祭費 5,111件

◆長寿健康診査 ※令和7年度の組織改正により、健康政策部健康づくり課に移管

◆健康保持推進事業

令和7年度予算額：8,357千円	令和6年度支出額：6,982千円
------------------	------------------

被保険者の健康保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ等の割引券の支給等を行う。

<令和6年度実績>

○ はり・きゅう・マッサージ割引券 1,545件

VIII 後期高齢者医療収納事務

◆令和7年度後期高齢者医療保険料予算

区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
現年度分	10,902,073	10,772,653	98.81
滞納繰越分	222,111	92,177	41.50
合計	11,124,184	10,864,830	97.66

◆後期高齢者医療保険料調定・収納状況

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
2	現年分	8,722,128	8,663,772	99.33
	滞納繰越分	244,787	86,188	35.21
	合計	8,966,916	8,749,960	97.58
3	現年分	8,693,717	8,639,940	99.38
	滞納繰越分	140,530	61,057	43.45
	合計	8,834,247	8,700,997	98.49
4	現年分	9,759,097	9,677,576	99.16
	滞納繰越分	119,503	59,341	49.66
	合計	9,878,601	9,736,918	98.57
5	現年分	9,917,562	9,847,904	99.30
	滞納繰越分	135,494	72,163	53.26
	合計	10,053,057	9,920,067	98.68
6	現年分	10,789,502	10,705,791	99.22
	滞納繰越分	133,800	66,916	50.01
	合計	10,923,302	10,772,707	98.62

※表示金額は区分ごとに単位未満切捨てのため、合計が合わない場合がある。

◆収納対策

- ・後期高齢者医療保険料の収納計画を策定し、効率的な収納対策を実施する。また、計画の進捗状況により、必要に応じて適切な対応策を講じていく。
- ・現年度分の収納管理を重点的に取り組み、特に新たな加入者へは、丁寧な制度の案内に努め、滞納に陥らないよう努めていく。
- ・普通徴収対象者へは、口座振替の勧奨を行っていく。
- ・金融機関、郵便局、区役所本庁舎、特別出張所窓口、コンビニ収納に加え、モバイルレジアプリを活用したネットバンキング・クレジット決済などの納付機会を提供している。また、令和6年4月からバーコード決済を開始し、周知を進めている。
- ・納付案内センターを活用しながら、現年を中心とした未納者を対象に、年間を通じて、電話による納付勧奨を実施する。
- ・督促や催告によっても滞納状態が改善しない被保険者に対して、財産調査を行う。
- ・滞納状況により、悪質なケースと判断した者については、滞納処分（差押等）を行う。

IX 国民年金事務

◆国民年金事務

令和7年度予算額：10,475千円	令和6年度支出額：29,997千円
-------------------	-------------------

国民年金は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な保険給付を行い、国民の共同連帯によって被保険者またはその遺族の生活の安定を図り、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

<基礎年金の財源> 保険料、国庫負担金及び厚生年金保険

<令和7年度国民年金保険料> 月額 17,510円 付加年金保険料 月額 400円

<令和7年度老齢基礎年金額（満額の場合）> 年額 831,700円

<内容>

(1) 法定受託事務（区市町村事務）

- ① 1号被保険者の資格に係る各種届出等の受理、高齢任意加入、特例高齢任意加入の受理
- ② 保険料免除、学生納付特例、産前産後期間免除、付加保険料等の保険料に関する申し出の受理
- ③ 老齢基礎年金（第1号被保険者期間のみの受給権者）、障害基礎年金、遺族基礎年金その他の給付に関する裁定請求等の受理
- ④ 老齢福祉年金・特別障害給付金に係る各種届出等の受理

注）第1号被保険者：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者（厚生年金の被保険者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）を除く人

(2) 協力・連携事務（自治事務）

- ① 国からの依頼に基づく被保険者情報の提供
- ② 資格取得時の納付督励
- ③ 広報等

<令和6年度実績>

- 歳入（国民年金事務費交付金） 収入額 155,493,488円 収入率 99.55%
- 歳出（国民年金事務費等） 執行額 29,997,069円 執行率 98.74%
- 加入被保険者数（令和6年度末）
第1号被保険者数 80,741人 任意加入者数 1,693人 計 82,434人
- 第1号被保険者異動状況（令和6年度末）
取得等 32,770件 転入 7,498件 転出 4,962件 喪失 36,239件

- 保険料免除等（令和6年度末）
法定免除 6,432件 申請免除等 25,832件 計 32,264件（免除率39.95%）
- 老齢福祉年金受給権者数（令和6年度末）
9件（支給停止者を含む）

トピックス

国民年金手続きの電子申請（LoGoフォーム）を拡大 ～ 区民の利便性向上：スマートフォンなどで24時間、365日簡単に申請 ～

対象手続き及び令和6年度実績（令和6年4月1日～令和7年3月31日受付分）

（1）国民年金（第1号被保険者）加入の届出	47件	令和5年 12月から 開始
（2）国民年金付加保険料納付申出・辞退手続き	12件	
（3）基礎年金番号通知書再交付申請	26件	
（4）国民年金保険料 産前産後期間の免除手続き	10件	
（5）国民年金保険料 免除・納付猶予申請	56件	令和6年 6月から 開始
（6）国民年金保険料 学生納付特例申請	17件	
（7）国民年金保険料 法定免除の手続き	0件	
（8）国民年金 在外任意加入手続き	4件	
合 計	168件	

7 区民部におけるマイナンバー法等への対応

平成25年度までの取り組み

平成24年度

内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間取りまとめ）」発表
⇒部内で内閣官房・総務省のHP及びベンダーから情報収集開始

平成25年度

- 1 特別区住民基本台帳実務研究会代表者会にて「番号制度研究部会」の発足検討
- 2 ベンダーによる情報交換会実施（戸籍住民課、課税課、後期高齢）
- 3 特別区戸籍・住民基本台帳主管課長会による「番号制度説明会」開催（戸籍住民課2名出席）
- 4 内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」発表
- 5 住基システム、税務システム改修にかかる要件定義・影響度調査（戸籍住民課、課税課）
- 6 P I A（特定個人情報保護評価）体制・役割の検討、準備（戸籍住民課、課税課）
- 7 住登外者データへの対応検討（戸籍住民課、課税課）

【戸籍住民課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 2 住基システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 3 番号制度に関する関係法令改正への対応
- 4 庁内における住基ネットデータの利用体制の検討・方針決定
- 5 住基カードの更新のあり方検討・方針決定
- 6 カード交付検討部会立ち上げ、個人番号カードの交付のあり方検討（交付場所等）・方針決定
- 7 窓口検討部会立ち上げ、戸籍住民窓口における業務内容の確認、対応検討（新規作業発生の有無、本人確認、様式変更対応等）
- 8 住基システム改修完了

平成27年度

- 1 住基システム改修（番号利用対応、H27.4～H27.9）
- 2 個人番号付番、番号利用準備開始（H27.10～）
- 3 通知カード交付対応（H27.10～）
- 4 証明書コンビニ交付サービスに係るシステム構築、住基システム改修（H27.9～H28.3）
- 5 住基システム改修（情報連携対応、H27.11～H28.3）
- 6 個人番号データ庁内連携開始（H28.1～）
- 7 個人番号カード交付開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 証明書コンビニ交付サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H28.5～）

平成29年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H29.5～）
- 2 証明書コンビニ交付サービス開始（戸籍証明書、税証明書 H30.2～）

平成30年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード申請補助事業開始（H30.5～）
- 2 大田区マイナンバーカードセンター開設（H30.7～）

令和元年度

- 1 マイナンバーカードセンターでマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（R1.7～）

令和2年度

- 1 通知カード廃止（R2.5）
- 2 特別定額給付金オンライン申請の受付
- 3 マイナポイント設定支援ブース設置（R2.7～）、マイナポイント開始への対応（R2.9～）

令和3年度

- 1 戸籍附票連携準備開始（R3.9～）
- 2 住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存年限を150年間に延長（住民票R3.6～、戸籍の附票R4.1～）
- 3 証明書コンビニ交付サービス拡大（住所が大田区以外の者の戸籍証明書 R3.10～）

令和4年度

- 1 マイナポータルを利用した住民異動の受付開始（R5.2～）

令和6年度

- 1 国外転出者向けマイナンバーカード開始（R6.5.27～）
- 2 マイナンバーカード特急発行開始（R6.12.2～）

【課税課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 要件定義（運用検討）
- 2 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 3 税務システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 4 番号制度に関する関係法令改正対応
- 5 税務システムで保有する情報の整理
（住基ネットを利用した情報の収集及び検索の検討など）
- 6 税務事務窓口における業務内容の確認、対応検討
（新規作業発生の有無、様式変更対応等）

平成27年度

- 1 税務システム改修完了（～H27.10）、運用テスト（H27.10～H27.12）
- 2 番号利用開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 国等との情報連携開始（H29.1～）

平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始（H29.11～）
- 2 税証明書コンビニ交付サービス開始（H30.2～）

平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報一括照会開始（H30.10～）

令和3年度

- 1 当初特別徴収税額通知書データの正本対応（R3.5～）

令和6年度

- 1 月例特別徴収税額通知書データの正本対応（R6.5～）

【国保年金課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施

平成27年度

- 1 P I A作業（国保・年金業務評価書の作成、評価、報告、公表）
- 2 特定個人情報利用条例策定対応（H27.4～12）
- 3 個人番号の利用開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 自治体間総合運用テスト開始（H29.1～）
- 2 国保制度改革に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

平成29年度

- 1 国保年金システム改修（三次※）（H29.4～）
※三次：特定個人情報連携照会機能のシステム改修（28年度未完了分）
- 2 情報提供ネットワークを活用した情報の照会・提供開始（H29.7～）

平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報照会連携テスト（H30.5～6）
- 2 特定個人情報所得情報照会連携開始（H30.7～）
- 3 年金機構への個人番号提供に伴うP I A作業（年金業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

令和2年度

- 1 オンライン資格確認等の運用開始に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始（R3.10～）

令和5年度

- 1 特定個人情報保護評価書運用適正性確認事業対応

【後期高齢医療担当】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施
- 5 東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合におけるシステム改修説明会への出席

平成27年度

- 1 P I A作業(重点項目評価書の作成、評価、報告、公表)
- 2 後期高齢者医療システム改修対応
・住記システムとの連携に伴うシステム改修 (H27. 9～)
- 3 広域連合標準システム改修(一次※) (H27. 7～)
- 4 特定個人情報利用条例策定対応 (H27. 4～12)
- 5 個人番号の利用開始 (H28. 1～)

平成28年度

- 1 広域連合標準システム改修対応(二次※) (H28. 4～)
※システム改修概要
一次：個人番号をシステム画面上に表示する機能等、比較的簡便なシステム改修
個人番号をシステム内に保持するためのシステム改修
二次：特定個人情報データ連携、バッチ処理等、重要な機能・処理に関わるシステム改修
市区町村システム(国保システム等)との連携に関わるシステム改修

平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始 (H29. 7～)

令和元年度

- 1 窓口等業務委託拡大に伴う P I A作業(重点項目評価書の修正、再評価、報告、公表)

令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始(R3. 10～)

令和4年度

- 1 公金受取口座の情報連携開始に伴う P I A作業(重点項目評価書の修正、再評価、報告、公表)
- 2 特定個人情報保護評価書運用適正性確認事業対応



©大田区

2025（令和7年度）区民部事業概要

発行：令和7年7月

大田区 区民部 戸籍住民課

〒144-8621

所在地：大田区蒲田 5-13-14

電話：03-5744-1182

総務財政委員会
令和7年7月15日
総務部 資料2番
所管 総務課

令和7年度 第1回大田区総合教育会議の開催について

1 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としています。

2 日 時

令和7年8月25日（月） 午後4時開会

3 場 所

大田区役所本庁舎5階 庁議室

4 内 容

- (1) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の推進について
- (2) コミュニティ・スクールの推進について

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	道路舗装改良工事（道路局所改修）
契 約 金 額	¥90,871,000-
契 約 の 相 手 方	大田区本羽田三丁目 15 番 17 号 ハネイシ建設株式会社 代表取締役 柴原 慎治
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 16 日
工 期	令和 8 年 1 月 19 日

工 事 概 要

(1) 工事場所

大田区東糞谷三丁目 9 番から 16 番先

(2) 工事内容

舗装工 2,409 m²、L形側溝 173.8m、L形汚水樹 29 箇所、L形雨水樹 13 箇所、雨水取付管 15 箇所、円形汚水ます 3 箇所、人孔 8 箇所

(3) 案内図



工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	嶺町特別出張所空調設備改修工事
契 約 金 額	¥119,900,000-
契 約 の 相 手 方	大田区北嶺町4番18号 株式会社エバジツ 代表取締役 蛭田 功
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 23 日
工 期	令和 8 年 2 月 27 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区田園調布本町7番1号
- (2) 工事内容
空調設備改修工事 一式
空調設備改修工事に伴う電気設備工事 一式
- (3) 案内図



入札経過調書

入札年月日	件名	嶺町特別出張所空調設備改修工事																																
令和7年6月23日		入札参加者	第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)																														
1	株式会社エバジツ	レ ¥109,000,000																																
2	株式会社勝工業所	最低制限未満																																
3	株式会社城南サービス	最低制限未満																																
4	昭和設備株式会社	¥110,000,000																																
5	株式会社新星工業	最低制限未満																																
6	日化設備工業株式会社	¥116,000,000																																
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">契約の相手方</td> <td style="width: 15%;">名称</td> <td colspan="3">株式会社エバジツ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="3">大田区北嶺町4番18号</td> </tr> <tr> <td>契約金額(税込)</td> <td>¥119,900,000</td> <td colspan="3">(落札率95.20%)</td> </tr> <tr> <td>(税抜)</td> <td>¥109,000,000</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>予定価格(税込)</td> <td>¥125,939,000</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(税抜)</td> <td>¥114,490,000</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					契約の相手方	名称	株式会社エバジツ				所在地	大田区北嶺町4番18号			契約金額(税込)	¥119,900,000	(落札率95.20%)			(税抜)	¥109,000,000				予定価格(税込)	¥125,939,000				(税抜)	¥114,490,000			
契約の相手方	名称	株式会社エバジツ																																
	所在地	大田区北嶺町4番18号																																
契約金額(税込)	¥119,900,000	(落札率95.20%)																																
(税抜)	¥109,000,000																																	
予定価格(税込)	¥125,939,000																																	
(税抜)	¥114,490,000																																	

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	3
工 事 件 名	入新井第四小学校空調設備改修工事
契 約 金 額	¥96,800,000-
契 約 の 相 手 方	大田区北馬込二丁目1番30号 日化設備工業株式会社 代表取締役 高本 篤
契 約 年 月 日	令 和 7 年 6 月 3 0 日
工 期	令 和 7 年 9 月 3 0 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区中央三丁目5番8号
- (2) 工事内容
空調設備改修工事 一式
- (3) 案内図



総務財政委員会
令和7年7月15日
区民部 資料2番
所管 戸籍住民課

大田区マイナンバーカードセンターの移転について

1 移転理由

大田区マイナンバーカードセンターは、土日・夜間にも窓口を開設することにより、区民の利便性の向上に寄与することを目的に大森駅に近接する大森まちづくり推進施設に設置されたが、今般、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第28号線（補助28号線）整備事業が令和6年2月19日に事業認可されたことによる施設の行政財産廃止に伴い、移転の必要が生じたため。

2 移転先

大田区蒲田5丁目15番1号 VORT 蒲田8階
（現所在地 山王二丁目3番7号 大森まちづくり推進施設1階）

<参考>

- 所有者：株式会社ボルテックス
東京都千代田区富士見2-10-2
飯田橋グラン・ブルーム22F
- 建築年：2007年6月
- 延床面積：125.82 m²（38.06 坪）
- 建物構造：鉄骨造陸屋根9階建

3 移転時期

令和7年10月1日（水）

4 周知方法

区報、区設掲示板、区ホームページ、
多言語情報誌、チラシ



5 今後の予定

令和7年9月19日（金） 業務終了後、大森まちづくり推進施設から退去
（9月20日から9月30日まで臨時休業）

令和7年10月1日（水） VORT 蒲田8階にて業務開始

総務財政委員会

令和7年7月15日

区民部 資料3番

所管 納税課・国保年金課

令和6年度 収納状況報告

特別区民税

(単位:千円、%)

	令和6年度					令和5年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	74,703,843	76,136,097	75,580,962	101.17	99.27	74,730,390	76,082,733	75,530,393	101.07	99.27
滞納繰越分	485,585	820,358	466,101	95.99	56.82	517,851	766,631	438,681	84.71	57.22
合計	75,189,428	76,956,456	76,047,063	101.14	98.82	75,248,241	76,849,364	75,969,074	100.96	98.85

国民健康保険料

(単位:千円、%)

	令和6年度					令和5年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	14,964,495	17,540,223	15,768,289	105.37	89.90	14,503,198	15,888,188	14,343,949	98.90	90.28
滞納繰越分	867,537	2,935,524	816,539	94.12	27.82	908,168	3,066,476	903,866	99.53	29.48
合計	15,832,032	20,475,747	16,584,828	104.75	81.00	15,411,366	18,954,665	15,247,815	98.94	80.44

後期高齢者医療保険料

(単位:千円、%)

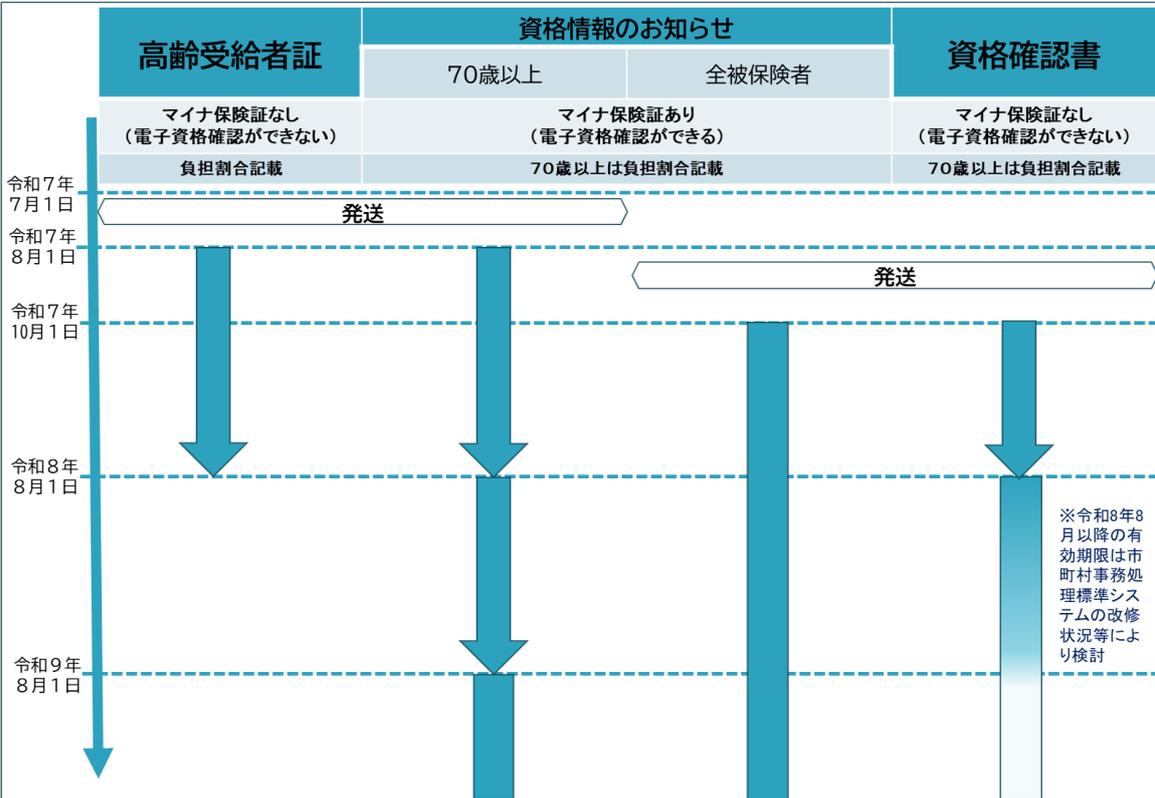
	令和6年度					令和5年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	10,647,048	10,789,502	10,705,791	100.55	99.22	9,770,462	9,917,562	9,847,904	100.79	99.30
滞納繰越分	58,716	133,800	66,916	113.97	50.01	59,525	135,494	72,163	121.23	53.26
合計	10,705,764	10,923,302	10,772,707	100.63	98.62	9,829,987	10,053,057	9,920,067	100.92	98.68

大田区国民健康保険に関する今後の送付物について
(高齢受給者証、資格確認書等)

1 概要

- (1) 高齢受給者証等 (70歳以上の被保険者) 【発送時期：令和7年7月中旬】
令和7年7月31日に高齢受給者証は一斉に有効期限を迎えるため、マイナ保険証をお持ちでない(電子資格確認を受けることができない状況である)70歳以上の被保険者に対して、負担割合(2割又は3割)を記載した高齢受給者証を、マイナ保険証をお持ちの(電子資格確認を受けることができる状況である)70歳以上の被保険者に対して負担割合(2割又は3割)を記載した資格情報のお知らせを交付する。
- (2) 資格確認書等 (全ての被保険者) 【発送時期：令和7年9月上旬】
令和7年9月30日に国民健康保険被保険者証は一斉に有効期限を迎えるため、マイナ保険証をお持ちでない(電子資格確認を受けることができない状況にある)被保険者に対して資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの(電子資格確認を受けることができる状況である)被保険者に対して資格情報のお知らせを交付する。

2 各送付物の有効期限等※



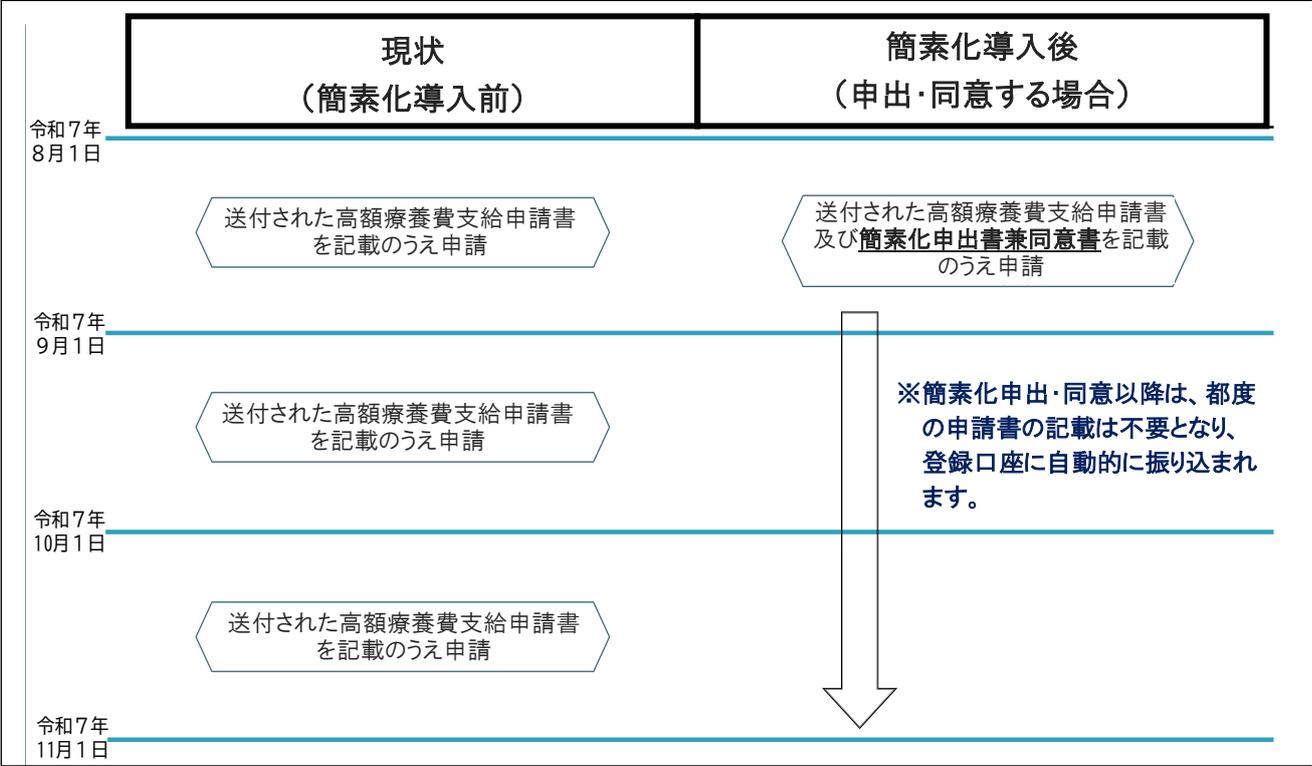
※国の方針等により変更の可能性あり。

国民健康保険高額療養費支給申請の簡素化について

1 概要

国民健康保険の高額療養費に該当する被保険者の世帯主が、所定の様式により高額療養費支給申請手続きの簡素化の申出及び同意等を行った場合、区（保険者）は高額療養費の申請の都度高額療養費支給申請書の提出（申請）を受けることなく、事前に登録された被保険者の世帯主が登録した振込口座に高額療養費を振り込む。

2 申請イメージ（当該簡素化導入前後の比較）



3 スケジュール（周知・施行等）

- (1) 令和7年7月11日（金）
 - ・大田区ホームページ掲出
 - ・大田区報掲載
- (2) 令和7年8月1日（金）
 - ・施行（大田区国民健康保険条例施行規則改正）
 - ・該当する被保険者の世帯主宛てに以下送付
 - ① 国民健康保険高額療養費支給申請書
 - ② 国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書
 - ③ 案内ちらし